

愛知県における実業補習学校

梅田真治

はじめに

明治二十六年十一月、実業補習学校規定（文部省令第十六号）が公布された。これは、明治二十三年の小学校令第二条に初めて条文化された⁽¹⁾実業補習学校について具体的に規定したものであった。それによると実業補習学校は、「諸般の実業に従事し又は従事せんとする児童に小学校教育の補習と同時に簡易なる方法を以て其の職業に要する知識技能を授くる所とす」（第一条）とされ、入学資格は尋常小学校卒業以上、もしくは学齢を過ぎ、学校長の許可を得た者（第二条）、科目は修身、読書、習字、算術及実業に関する科目と定められた（第四条）。また修業年限は三年以内とされた（第八条）。そして実業補習学校の最大の特徴として、日曜日や夜間、また季節を限って教授することが出来るとされた（第九、第十条）。要するに、実業補習学校は、尋常小学校卒業程度の児童に対して、小学校教育の補習と同時にその

地方における重要な実業の教育を授ける教育機関として規定されたのである。

本論文ではこうして規定された実業補習学校の明治期の展開を巡る問題について、愛知県を例として考えたい。愛知県における実業補習学校の研究は管見の限り、『愛知県教育史』のみである。⁽²⁾ここでは、明治期における愛知県の実業補習学校の展開を、実業補習学校規定が改正された明治三十五年を境に、それ以前の、「草創期」実業補習学校は地域産業に根ざした中等教育機関としての性格が強かったと評価するのに対し、規定改正後の「普及期」実業補習学校は普通教育的であり、小学校の継続教育機関であると評価している。これは、佐藤守が愛知県に限らず、実業補習学校一般に対して、同様の時代区分で、規定改正前の「前期実業補習学校」は義務教育の補完的役割であったのに対し、改正後の「中期実業補習学校」は実業教育的性格を強くするに至ったと評価するのと真っ向から対立するものであり興味深い。このような明治期実業補習学校に対する評価の乖離を課題として、明

表① 全国と愛知県における実業補習学校概況

年度(明治)	全国校数	愛知校数	全国生徒(人)	愛知生徒(人)
27	19	1	1117	80
28	55	1	3327	103
29	93	3	5377	414
30	108	3	6480	251
31	113	4	6975	313
32	108	5	7354	419
33	151	6	8880	308
34	222	5	13066	382
35	630	22	31013	894
36	1349	54	60828	1550
37	1684	79	76569	2839
38	2746	96	121502	3614
39	4211	56	171502	2571
40	4919	75	192148	3308
41	4751	69	192329	3358
42	5192	75	223706	3797
43	6110	79	262577	4151
44	6465	85	290613	4186

※全国のものについては、各年『文部省年報』より作成した。
 愛知県のものについては、明治三十九年度までは、各年『愛知県学事年報』より、明治四十年以降については『愛知県統計書』を参考にして作成した。

治三十五年の実業補習学校規定改正を境とした実業補習学校の変質の様相を、愛知県を例に確認し、明治期の実業補習学校を再評価したい。その際、規定改正以前の実業補習学校を「初期実業補習学校」、規定改正後の実業補習学校を「拡大期実業補習学校」と表現する。⁽⁴⁾
 表①は明治期の全国と愛知県の実業補習学校の概況を表したものである。これを見ると、実業補習学校規定制定以降徐々に実業補習学校

表② 愛知県郡別年次別実業補習学校数

年(明治)	愛知	春日井	西春日井	丹羽	中島	海東	海西	知多	碧海	幡豆	額田	東加茂	西加茂	南設楽	北設楽	宝飯	渥美	八名	合計
27						1													1
28						1													1
29	1					1		1											3
30	1					1		1											3
31	1					1		1						1					4
32	1				1	1		1						1					5
33	1				1	1		2						1					6
34	1				1	1		1						1					5
35	3		1		1	1	1	1			8	2		3	1				22
36	3		2		1	1	1	1	2		10	2	27	3	1				54
37	3		2		1	1	1	2	20		10	3	27	3	1	2	3		79
38	3		2		1	1	1	3	29		12	2	27	6	1	3	5		96
39	1			1	1			3	27	4	7			2	1	4	5		56
40	1			1	1		1	5	28	7	4	6	8	1	2	4	5	1	75
41	1	2		1	1		1	9	21	7	4	6	1		2	4	7	2	69
42	1	5		1	1		1	12	20	7	7	5			2	5	7	1	75
43	1	5		1	1		1	12	20	10	6	5			2	5	7	3	79
44	4	5		1	1		1	12	20	12	6	5		1	2	5	7	3	85

※明治39年度までは各年『愛知県学事年報』から、明治40年度以降は各年『愛知県統計書』から作成。

は増加するが、明治三十五年を境として、それ以前と以後で増加の速度が全く異なり、実業補習学校規定改正の影響の大きさがうかがえる。また表②から、愛知県においては、初期実業補習学校と拡大期実業補習学校の発達地域が全く異なること、拡大期における発達地域は額田郡、西加茂郡、碧海郡など一部の郡に過ぎず、狭い時期に一斉に設立を見ていること、大多数の郡では未発達であったことなどが指摘できる。郡単位での実業補習学校発達の先行という事実は、他府県の実業補習学校に関する先行研究においても指摘されているが、その理由についてははっきりと答えているものは管見の限り見当たらない。『愛知県教育史』においても、郡単位での準則の制定の事実を取りあげるなど郡の影響に着目してはいるが、その先行の理由については明確に答えていない。⁽⁶⁾ 本論文では、こうした郡単位での実業補習学校設置の先行の理由についても考えていきたい。また併せて、尋常小学校卒業生を対象とした教育機関として存在した青年夜学会などとの関係についても言及したい。⁽⁷⁾

一 愛知県における初期実業補習学校

一―一 設立の経緯

本章では明治三十五年の実業補習学校規定改正以前の愛知県における初期実業補習学校の成立やその特徴を考える。

愛知県における最初の実業補習学校は明治二十七年九月、海東郡宝村に設立された遠安工業補習学校である。宝村遠島は「戸数二百七十五にして全く該業（七宝焼業のこと）に従事せざるものは僅に五戸に過ぎず」と言われるように、地域のほとんどの人間が七宝焼業に何ら

かの形で関与しており五十三の工場と、職工二百七十七人を抱えていた。⁽⁹⁾ 明治二十年には同業者間で七宝組合を設立し、⁽¹⁰⁾ 二十四年からは年に一回、二日間工業講究会を開催し、⁽¹¹⁾ 郡費から補助がなされている。このような七宝焼業従事者による徒弟養成への積極的な動きを受けて宝村助役林伝十郎を中心にして遠安工業補習学校は設立された。⁽¹³⁾ その規則中には、「本校は七宝焼工業に従事するもの又は従事せんとする児童に其工芸及び美術に関する必須の知識技能を授け、兼て小学教科を補充温習せしむる所とす」⁽¹⁴⁾ とあるように、七宝焼工業に従事する者を養成するために設立されたものであった。後に確認するように、この時期実業教育費補助は工業教育・低度教育機関優先という方針が採られており、九月二十日には、公布されたばかりの実業教育費国庫補助法が全国で初めて適用され、⁽¹⁵⁾ 年額二百三十三円三十銭の国庫補助を五カ年間受けることとなった。その課程は一週十二時間で修身、習字、算術各一時間半、読書三時間、実業四時間半であり、⁽¹⁶⁾ 実業は第一学年で「自在画工夫画（毛筆画）理化の概要及手工」、⁽¹⁷⁾ 第二学年は、第一学年のものに、幾何画法を加えたものであった。⁽¹⁸⁾ 明治三十六年度の生徒五十五人の内訳を見ると、三十人が七宝焼業関係者であり、そのうち八人が徒弟であったことや、⁽¹⁹⁾ 生徒の作品が明治二十八年四月から七月にかけて京都において開催された第四回国内勧業博覧会において宮内省から賞を与えられたことからもわかるように、七宝焼工業に関する工芸、美術に必要な知識を授けるといふ当初の目的を達成できていた。

続いて明治二十九年九月、地域の窯業振興のために知多郡常滑町に常滑工業補習学校が開校した。さらに十月には愛知郡熱田町に熱田実業補習学校がそれぞれ設立された。三十一年十月には南設楽郡巴村外八ヶ村組合立の作手農林補習学校が、三十二年二月には中島郡一宮町

に一宮実業補習学校が三十三年には知多郡半田町に半田商業補習学校がそれぞれ設立された。設立の経緯を見ると、作手農林補習学校では、村組合長など有志と郡視学が協力し、実業補習学校設立委員会を創設して実業補習学校設立を果たしている。⁽²⁰⁾ また三十三年の西浦実業補習学校の設立には知多の酒造家の同業者で作る豊醸組の有志者が大きく関わっていることが内田純一によって指摘されている。⁽²¹⁾ 一宮実業補習学校は明治三十二年の設立だが、明治二十九年三月の『愛知学芸雑誌』には「尾州中島郡の有志者は織物補習学校を設立せむとて目下計画中なり」というように、設立の三年前から有志者によってその計画が進められていたことがわかる。このように、愛知県における初期実業補習学校は『愛知県教育史』にあるように、窯業や織物業、酒造業、農林業など、その地域の重要産業に強く関わっていたことが指摘できる。⁽²³⁾ さらに、実業補習学校の設立には、同業組合や地域の有志者などによる自主的な設立の動きが第一にあり、その動きを受けて村や郡の当局者が設立に向けて動くという形が多い。後述するように拡大期実業補習学校は郡の指導が第一にあり、それを受けて郡内各町村において実業補習学校が設立されるといふ形がほとんどであったことを考えると設立の経緯が全く異なると言える。明治二十六年実業補習学校規定制定と同時に各府県に発布された文部省訓令第十二号中に、実業教育の実施に関して「決して画一の概則に循由せしむべからず、又一時に勧誘の力を以て推行すべきにあらず。寧ろ人民自然の発達を助けて之を順導する方法を取るを要し、又地方の状況を斟酌し施行の緩急を量るに注意するを要す」とあり、文部省としても、各県や郡によって半ば強制的に実業補習学校の設立を促すよりは、自然の発達に任せたいという方針を持っていることがわかる。

一―二期 初期実業補習学校の特徴

表1―1は明治三十五年の実業補習学校規定改正以前に愛知県において設立された七つの実業補習学校をまとめたものである。これを見ると、いくつか初期実業補習学校の特徴が指摘できる。

第一はその経費の高さである。上記の実業補習学校七校の平均経費は約千五百二十円。最高額の経費を計上した西浦実業補習学校に至っては、徒弟学校である瀬戸陶器学校の経費千八百五十二円とほとんど変わらない。比較として明治四十四年の碧海郡の実業補習学校を見ると、郡内に実業補習学校が二十校あり、経費が最も高いものでも百八十八円、最も低いものでは三十円、二十校の平均では五十八円五十銭という低さであり、初期実業補習学校の経費が格段に高かったことが指摘できる。これは愛知県だけでなく全国的にも言えることであった。明治三十三年度の実業補習学校の中で『日本帝國文部省第二十八年報 自明治三十三年至明治三十四年』に詳細なデータが掲載されているのは百四十一校あるが、経費五百円以上の実業補習学校は七十一校、中でも千円を超える実業補習学校が三十一校もあり、宮崎県の飫肥農業補習学校に至っては八千八百十三円の経費を計上している。⁽²⁷⁾ 逆に百円未満に経費を抑えている実補は二十八校あり、大阪府や長野県においてそのような実業補習学校が多い。このように拡大期並の経費の低さを実現している実業補習学校中にはあったが、徒弟学校や農業学校のように高い経費をかける実業補習学校が多く存在したのが初期実業補習学校の全国的な特徴であったと言える。

この経費の高さは専任教員への給与に起因している。『愛知県学事第十四年報 明治三十三年分』には、実業補習学校経費の内訳が記されていないので、ここではその前年の『愛知県学事第十三年報 明治

表1-1 明治33年における愛知県内実業補習学校

学校名	設立年 (明治)	実業科目	修業年限	教員数	生徒数	一年間 授業料総額	一年間 経費総額	一年間 国庫補助額
遠安工補	27	工	2年	2人	36人	0円	731円	233円30銭
熱田実補	29	商 工	3年	7人	商59工22	135円	1517円	500円
常滑工補	29	工	3年	4人	男32女 2	67円	949円	500円
作手農林	31	農	3年	2人	43人	64円	926円	300円
一宮実補	32	商	2年	4人	55人	27円	936円	400円
半田商業	33	商	2年	3人	45人	60円	542円	0円
私立西浦実業	33	醸造 商	2年	1人	14人	66円	1765円	350円

※常滑工業補習学校に関しては『日本帝国文部省第二十七年報』、『愛知県教育会雑誌』110号(明治29年6月)西浦実業補習学校に関しては『愛知県学事第十四年報 明治三十三年分』、それ以外は『日本帝国文部省第二十八年報』を参考にして作成した。国庫補助金額に関しては、『教育時論』557号(明治33年10月5日) p.32「各種実業学校の国庫補助額」より作成した。
 ※常滑工業補習学校は明治33年以降徒弟学校へと変更するので、明治32年のデータを載せた。

表1-2 明治三十二年愛知県実業補習学校 経費に占める教員俸給の割合

学校名	専任教員	兼任教員	教員俸給(A)	その他経費	経費合計(B)	A/B (%)
遠安工業補習学校	1人	1人	352円	241円	593円	59.3
常滑工業補習学校	1人	3人	663円	627円	1290円	51.4
熱田実業補習学校	6人	0人	885円	416円	1301円	68.0
作手農林補習学校	2人	0人	423円	526円	949円	44.6
一宮実業補習学校	4人	0人	932円	725円	1657円	56.2
合計	14人	4人	3255円	2535円	5790円	56.2

※愛知県『愛知県学事第十三年報 明治三十二年分』(愛知県 明治三十四年二月) p.52、73を参考にして作成。

ただし、一部誤りと思われる数値については、文部省編『日本帝国文部省第二十七年報』p.583をもとにして修正した。

三十二年分』を参考にし、作成したのが表1-2である。これを見ると、実業補習学校教員の大部分が専任教員であり、ほとんどの学校で教員俸給が実業補習学校経費の二分の一以上を占めていることがわかる。また教員俸給の平均額は、約百八十円である。これは、後述するように明治三十六年度の西加茂郡において、兼任教員三十三人に対しての給与合計が三百七十三円、平均給与約十一円であったことと比較すると、初期実業補習学校における専任教員の給与の高さがわかる。この専任教員への給与水準の高さを背景にして、初期実業補習学校の経費はかなり高いものとなっていた。

特徴の第二はほとんどの実業補習学校で授業料を徴収している点である。例えば、遠安工業補習学校では、一ヶ月の授業料として、学区内在籍又は寄留の者に対しては金五銭、他町村在籍の者には金十銭を課していた⁽²⁸⁾。また、作手農林補習学校、西浦実業補習学校では、一ヶ月一律金二十銭が課されていた⁽²⁹⁾。このように授業料が課された背景としては、上記のような高い経費を補う目的があったと考えられるが、授業料徴収額が経費総額の一割にも満たない実業補習学校がほとんどである。明治三十三年度を例にとると、徒弟学校に改組した常滑を除く実業補習学校六校の生徒数二百七十四人に対して、授業料総額三百五十二円であるから、年額で、一人当たり平均一円三十銭ほどの授業料を払っていた計算になる。これに対して拡大期の実業補習学校においては、例えば東加茂郡では実業補習学校準則の中で、「授業料は徴収せず⁽³⁰⁾」という規定があるように、郡の方針として授業料は取らないというところもあった。既述の明治四

十四年時点の碧海郡の実業補習学校においても授業料は一切徴収していなかった。ただ明治三十八年度の『愛知県学事第十九年報 自明治三十八年四月至明治三十九年三月』によると、郡単位でしか判然としないが、南設楽郡で二百六十六円、渥美郡で百六十八円、愛知郡で百四十一円、額田郡で百三十六円、海西郡で十一円、知多郡で四十円、碧海郡で四十円、西加茂郡で三元、合計八郡で八百五円の授業料が徴収されている。⁽³¹⁾ 逆に実業補習学校がありながら授業料を徴収していないのは上記の規定のあった東加茂郡のほか、西春日井郡、海東郡、中島郡の四郡のみであった。だが、明治三十八年度の愛知県に於ける実業補習学校生徒は三千六百十四人であるから、一人当たりの授業料徴収額は年額二十二銭ほどである。こうして見ると、初期実業補習学校は、規定改正後の実業補習学校に比べて六倍近い授業料を徴収していることになり、自ずとそこに通うことのできる生徒も限られていたと考えられる。逆に一人当たりにかかる経費で見れば、三十八年度の実業補習学校生徒一人に対して、約二元ほどであるのに対して、初期実業補習学校では、その十倍以上の二十三円強をかけており、程度の高い教育が施されたであろうことが容易に推測できる。それを裏付けるのが専任教員の存在である。常滑工業補習学校では、東京工業学校付設工業教員養成所窯業科を明治三十年七月に卒業した横井惣太郎を卒業後すぐに校長⁽³⁴⁾、教諭にも常滑美術研究所で寺内信一、内藤陽三ら陶芸家の指導を受けた平野霞裳を迎えている。⁽³⁵⁾ 西浦実業補習学校では、『清酒酵母之研究』⁽³⁶⁾ という著書を持つ醸造の専門家である飯岡桂太郎を校長に迎え、⁽³⁷⁾ 商業や醸造科目以外に、英語を課程の中に組み込んでおり、⁽³⁸⁾ 作手農林補習学校では、『農業教科書 高等小学校用』⁽³⁹⁾ という著書を持ち、農業教育に造詣の深い川端玉三郎を校長に迎え、課

程の過半数を実業要項の科目に費やしていた。⁽⁴⁰⁾ また熱田実業補習学校では開校当初こそ熱田高等小学校長、田所猪楠が兼任で校長を務めていたが、明治三十一年には名古屋商業学校速成科主任で、『銀行簿記詳解』の著者、松田鶴太郎⁽⁴²⁾ を、続いて明治三十二年からは工業教員養成所金工科を三十二年七月に卒業したばかりの西山峻を校長に迎え、⁽⁴³⁾ また課程には簿記専修科や英語専修科が置かれている。また具体的な成果として、遠安工業補習学校生徒の作品は第四回内国勸業博覧会で受賞し、明治三十六年三月から七月まで大阪で開催された第五回内国勸業博覧会においても遠安工業補習学校として出品した製品に褒状が与えられるほどであった。また作手農林補習学校も褒状を与えられている。第五回内国勸業博覧会で受賞した実業補習学校は表1—3のよう⁽⁴⁴⁾ に全国で二十一校のみであり、愛知県における受賞校二校は全国の実業補習学校の中でも代表的な成果を誇っていたと言える。このように愛知県における初期実業補習学校は、各実業科目の専門家を専任教員として迎え、小学校教育の補習機関としてというよりは、実業教育機関としての性格を強く持っていたと言える。

第三の特徴は国庫補助の交付である。表1—4は明治三十三年度における実業科目ごとの実業補習学校数と、その中で国庫補助を受けた校数を示したものである。これを見ると、全国的には、実業補習学校の約半数が国庫補助を受けているが、商業補習学校ではその交付割合が極端に少ないという特徴が浮かび上がる。これは、実業教育費国庫補助法制定時の普通学務局長木場貞長が、「商業教育と普通の教育とは余程類を同ふして居りまして低いところでは殆んど普通の教育に少しの商業的精神を注ぎ込めば宜いゆへ、是れも奨励は後と廻しと⁽⁴⁵⁾ し」と述べるように、低度商業教育は普通教育に近いものであるか

表1-3 実業補習学校中第五回内国勸業博覧会受賞校

学 校 名	府 県	出 品 名	受賞等級
金瓶実業補習学校	大阪	意匠図案	褒状
兵庫実業補習学校	兵庫	実習成績品、兵庫実業補習学校統計表	三等
神戸市立湊川実業補習学校	兵庫	商工業補習学校一覧	褒状
御宿実業補習学校	千葉	房総沿岸重要漁獲物季節一覧表 附御宿網代湾漁夫使役方法	褒状
院西女子実業補習学校	千葉	製品	褒状
大多喜工業補習学校	千葉	製品	褒状
千町農業補習学校	千葉	製品	褒状
遠安工業補習学校	愛知	製品	褒状
作手農林補習学校	愛知	教育方法及製品農林学校教育標本	褒状
深浦水産補習学校	青森	製品及経営	三等
湊水産補習学校	青森	製品及経営	三等
八戸実業補習学校	青森	製品	三等
出雲郷村立実業補習学校	島根	染糸	褒状
深浦水産補習学校	愛媛	製品及経営	三等
室戸水産補習学校	高知	製品及経営	褒状
前原女子実業補習学校	福岡	繭	三等
市成女子実業補習学校	鹿児島	織物	褒状
伊作女子実業補習学校	鹿児島	織物	褒状
伊作男子実業補習学校	鹿児島	紙	褒状
首里区立女子実業補習学校	沖縄	製品	褒状

※小倉政次郎編『第五回内国博覧会受賞人名録』（東浪館書房 明治三十六年九月）より作成した。

表1-4 明治33年度実業科目別実業補習学校と国庫補助の関係

実業科目	農	工	商	水産	商工	農工	農商	農・水産	農工商	その他	計
実補校数(B)	63	6	29	15	4	6	1	1	1	16	141
国庫補助校(A)	29	4	8	12	2	3	1	1	1	8	69
A/B(%)	46	66	27	80	50	50	100	100	100	50	49

※『日本帝国文部省第二十八年報』（同省 明治三十五年四月）p.621～642を参考にして作成した。また、「その他」の実業補習学校の実業科目の内訳を示すと、裁縫3、機織・裁縫2、商船1、養蚕・製紙1、養蚕・手工・裁縫・刺繡1、機織1、染織1、染色1、商業・裁縫1、蚕糸1、機織・刺繡1、農業・製紙1、染織・裁縫1である。

ら、国庫補助の優先度が低くされたことによるものである。愛知県の場合にも、表1-1からもわかるように低度商業教育への補助消極策の影響から半田商業補習学校が補助を受けられなかった以外は、県内すべての実業補習学校が国庫補助を受けている。明治二十七年六月制定の実業教育費国庫補助法では、実業補習学校への国庫補助基準として、修業年限二ヶ年以上、毎週教授時数十二時間以上、入学者資格尋常小学校卒業以上、五十名以上の教授を出来るだけの設備を有すること等を規定している⁽⁴⁶⁾。また、後述するようこの時期の文部省の国庫補助方針の一つに工業教育優先策があり、工業を実業科目としている遠安、常滑、熱田の各実業補習学校が国庫補助を受けるのは当然であった。そうした背景から、この時期、愛知県は補助金交付校数、補助金額合計とも全国トップであり、全国的に見ても、文部省の実業教育奨励策に添った形の実業教育の発展を示していたと言える。ただ国庫補助を受けるといふ事は同時に国、文部省から強い監督をも受けることになるという事実を忘れてはならな

い。例えば、遠安工業補習学校では「七宝の技術を普及せんと」の目的より設立したる愛知県海東郡遠安工業補習学校は文部大臣より年々莫大の補助費を受くることとなりたるに付、去る八月六日より三週間文部省より校務監視の爲め東京工業学校助教諭田嶋佳矣氏を特に派出(47)され」というように、文部省から派出された東京工業学校助教諭の下で教授内容について監督を受け、改善を促されている事がわかる。実業教育費国庫補助法による補助金交付の裏には国からの強い監督があるということとは内田札が指摘しているが、それが実際に行われた例と言えるだろう。(48)

また、実業科目も特徴的である。表1—4から実業科目を農業、工業、商業、水産、その他の五つに分類し、仮に一つの実業科目ごとと一校と数えるとする、農業七十三校、工業十七校、商業三十六校、水産十六校、その他二十三校の計百六十四校となる。その結果、実業科目の内訳は農業44・5%、工業10・4%、商業22・0%、水産9・8%、その他14・0%となる。それに対して愛知県の初期実業補習学校はというと、表1—1から農業11・1%、工業33・3%、商業44・4%、その他11・1%となり、全国的な傾向に比べると商工業へ傾斜し、逆に農業の割合が著しく低くなっていることがわかる。明治三十八年三月の時点では、愛知県内実業補習学校八十四校のうち、農六十九、商四、工一、商工一、農商四、農林二、農工商一、水産一であるから、上記の要領で再計算すると、農業82・2%、工業3・3%、商業11・1%、その他3・3%となり農業に著しく傾斜していることを併せて考えると、愛知県の初期実業補習学校における商工業への傾斜の特異性が浮かび上がる。全国屈指の商業地であった大阪府における明治三十三年度実業補習学校十四校のうち十三校までもが商業補習学

校であったという事実が端的に表しているように、初期実業補習学校はその府県の産業構造を直接的に反映する傾向があり、愛知県における商工業への傾斜も、各種実業の発達した愛知県の産業構造を反映したものと見えるだろう。(52)

こうして初期実業補習学校の特徴をいくつか見てきたが、そこから言えるのは、初期実業補習学校の教育程度の高さを実現したのは、経費の高さとそれを補う国庫補助であったが、同時に、その経費の高さが初期において実業補習学校の量的な広がりを抑制する要因にもなっていたという事実である。例えば表1—1の実業補習学校の中で一番経費を低く抑えている半田商業補習学校ですら、「抑も半田町立実業補習学校は（中略）子弟補習教育上必要に応じて設置したるが、近來町費膨張甚だ敷く到底負担に堪へざるより、端なく存廃問題の起りて結局廃校に決したる」とあるように、その経費の高さから存廃問題が起り、最終的には明治三十六年に廃校を余儀なくされている。そもそも「実業補習学校の事業は主として市町村の施設すべき所」とされ、初期においては一部の府県を除いて府県費補助や、郡費補助の規定も存在しなかった。(55)このような状況の中では、自然国庫補助に依るところが大きく、半田商業補習学校のように、国庫補助を得られない実業補習学校は厳しい経営を迫られることになる。また「県下知多郡鹽齋組合立西浦実業補習学校は実業教育費国庫補助法に依り補助金を交付せられ居りしが、右は去月限り停止せられたり」と報じられているように、一度国庫補助を受けることが出来ても、その補助を停止される実業補習学校もあった。国庫補助の停止が直接の原因であるか定かではないが、愛知県内唯一の私立の実業補習学校であった西浦実業補習学校は明治三十四年度において、廃校に追い込まれている。(57)

このように、愛知県における初期実業補習学校は、商工業に傾斜しつつ、実業科目を専門とする専任教員を迎えることで、実業補習学校としては高い教育程度を実現した。特に、熱田実業補習学校や常滑工業補習学校では、工業教員養成所卒業生を迎えており、その教員の質は他府県の実業補習学校に比べて高い水準を示しており、実業学校に近い性格を持っていたと言える⁵⁸。しかし、このように実業学校に近い教育は実業教育費国庫補助法による国庫補助があつて初めて可能なことであつた。半田商業補習学校や西浦実業補習学校の廃校からわかるように、国庫補助なしで、実業学校的な実業補習学校を経営することは困難であり、それ自体愛知県下初期実業補習学校の教育程度の高さを示していると言えるが、同時に国庫補助に依らない補習教育機関としての実業補習学校の量的拡大を抑制したとも言える。

二 文部省の動向

二一 菊池文相による実業教育費国庫補助政策の方針転換

明治二十七年六月十二日、「実業教育費国庫補助法」(法律第二十一号)が制定された。その第二条において「公立の工業農業商業学校、徒弟学校及実業補習学校にして実業の教育に効益ありと認むるときは文部大臣は其の学校に補助金を交付すべし」とされ、農工商の各実業学校だけでなく、実業補習学校へも国庫補助の道が開かれた。その実際の運用方針については当時の普通学務局長木場貞長が分かりやすく説明している。

「実業教育に国庫補助金を出しましたる主意は、何れの実業も必要でござりますが、中に就て生産的の事業、其生産的の実業中にも工業

を奨励する事が最も必要と認めただのでござります。(中略)又此度の法案並びに文部の施政の方針は高い学校よりは低い学校を主として奨励しやうと云ふのであります。農業工業商業等の専門を奨励するより徒弟学校補習学校の奨励が第一の急務と見て居る。高い学校は自ら設置区域も広く概ね地方税か然らざるも大都会に於ては市費を以て設けてござります、此等の所には多少の興奮剤として、多少の奮起剤として幾くの補助を与ふるの必要がござります。併しながら其資力に於ては充分でござりますから格別大なる金額を添て補助するに及ばぬ。

〔中略〕此に反して低い学校は今日の実業に従事すべき現業者を養成するものでござりますから、成らうことならば日本全国中に於て其事の適した所には何れの地にても其の学校を設けあると云ふに致したこととござります。之が為め普通教育の妨げになつてはいかぬが、夫れを妨げぬ以上は或は之を補ふ為め各地に低い学校殊に徒弟学校補習学校の設立を見ることを希望する所とござります。⁵⁹」

と述べ、実業教育への国庫補助は工業教育を最優先とすること、高度な実業学校よりも、徒弟学校・補習学校のような低度実業教育機関に対する補助・奨励を最優先事項として掲げる。これには「普通教育の妨げになつてはいかぬ」という留保があつたが、高度教育機関よりも実業補習学校のような低度実業教育機関の奨励を重視するという当時の文部省の方針をはつきりと示している。

このように実業教育費国庫補助法制定直後の文部省においては、①工業教育優先、②高度教育機関よりも実業補習学校のような低度実業教育機関の補助・奨励を重視する、という二つの方針を持っていたことが確認できた。それを示すのが実際の国庫補助状況を示した表2-1である。

表2-1 実業補習学校への国庫補助状況

年度	新規補助校数	補助校数 (総計)	補助金額	実業学校補助費 に占める実補助 費割合(%)	国庫補助校数に占 める実補助割合(%)
明治29年	26	37	9633円30銭	13.3	41.1
30年	14	47	11888円30銭	11.7	40.5
31年	14	59	14333円30銭	10.7	40.1
32年	8	60	16333円30銭	9.2	37.5
33年	16	68	19423円30銭	9.5	38.2
34年	4	61	17158円	7.5	29.0
35年	11	60	15623円30銭	5.8	23.6
36年	1	56	14573円30銭	5.3	21.0
37年	0	49	12840円	4.6	17.4
38年	0	39	9920円	3.6	13.9
39年	0	29	7200円	2.3	9.7
40年	0	16	3900円	1.2	5.0
41年	0	8	1950円	0.6	2.5
42年	0	6	1500円	0.5	1.8
43年	0	1	300円	0.09	0.3
44年	0	0	0円	0	0

※各年『日本帝国文部省年報』より作成。

こうして見ると、初期において実業教育費補助総額に占める実業補習学校への補助金額の割合こそ10%を超えるか超えないか程度の水準に止まっているが、これは各実業学校や徒弟学校などに比して実業補習学校の経営に必要な経費自体が相対的に低かったことを考えると当然である。実際、補助金交付の校数の割合でいけば40%前後であり、上述の低度教育機関への補助を重視する方針が遂行されていることがわかる。

しかし明治三十三年度をピークに補助校数、補助金額ともに減少していく。この転機となった明治三十四年に文部大臣に就任したのが菊池大麓であった。菊池は就任直後の工業学校長会議において、

「〔前略〕実業教育は今日の急務、就中工業教育の拡張は急務中の最急務である。我日本：工業の幼稚なる日本：工業で国を立つべき日本が工業教育を拡張するの急務は言を須たぬのである」⁽⁹⁾

として、実業教育、中でも工業教育の急務であることを訴えており、工業教育優先策には変わりがないことが分かる。さらに、「近年学生間に流行する中学熱、大学熱、之れは何うも善く無い病だ。…ドウも教員も生徒も頭が実際といふ方へ向かず徒らに高遠に趨るの弊は改めねばならぬ。拡張といふことも善いことではあるがドウか各地方に適切な度を計って各学校養成の目的を定めて徐々に遣つて貰ひたい」⁽¹⁰⁾というように、徒に進学熱で盛り上がる現状を危惧し、実際の教育へと転換させなければならず、その方法として実業教育の奨励を重要視していることが分かる。実業補習学校については、「実業補習学校の実業教育上極めて必要なるは固より言を俟たずと雖も、教育と労働と相隔離せる我邦の状態にありては特に此種の教育の普及を図り、科学と実業との調査を促し、以て従来の宿弊を矯正すると共に国

民生活の情態を改善せんこと亦当さに目下の急務なるべし⁽⁶³⁾」として、その普及を図ることが急務であると認めたと上で、「今後実業補習学校の如き必ずしも多額の費用を要せざる程度の実業学校に対しては成るべく府県費等より補助し、以て愈々此種教育の普及上進に尽力せられん事を望む⁽⁶⁴⁾。」というように、従来の低度実業教育に対する国庫補助重視策から一転、府県費等による補助へと方針の転換を示唆している。実際、実業補習学校への府県費補助は、明治三十三年には栃木県の二百五十円のみであった⁽⁶⁵⁾が、明治三十四年には千葉、愛媛、熊本などに広がり、府県補助額は九千六百円へと急拡大している⁽⁶⁶⁾。そして、「政府が補助すべき学校は、従来の如き補習学校にあらずして、高等なる実業教育を授くる学校に給与する方針なり⁽⁶⁷⁾」というように、これまで低度実業教育機関に向けられてきた国庫補助金は「高等なる実業教育を授くる学校」へ交付する方針へと百八十度転換される。それを示すのが表2-1の明治三十四年以降の実業補習学校への補助校数、補助金額の急激な減少である。もともと、この政策転換の背景には、実業教育国庫補助費の運用の問題があった。『日本帝国文部省年報』各年によると、実業教育費国庫補助法による補助金額の内、新規補助金額は、明治三十二年度の六万二千六百八十三円をピークに、三十三年二万三千六十円、三十四年三万四千六十円、三十五年三万二千五百十円、三十六年一万二千五百円、三十七年六千九百四十円というように、次第に実業教育国庫補助の新規交付金額が減少している⁽⁶⁸⁾。これは、国庫補助の年額に限界がある上に、実業教育費国庫補助法第六条「各学校に補助金を交付するは五箇年を以て一期とす」とあり、ほとんどの場合五年間継続補助される関係から、新規補助に回す余裕がなくなつた為である。このような教育補助消極策は、菊池文相の下で実業

補習学校に対する補助に直接的な影響を及ぼし、三十四年以降その補助金額は減少を続け、三十七年一月に一宮実業補習学校が国庫補助の延長を認められたのを最後に新規の国庫補助は途絶えてしまう。

このような国庫からの不補助はどのような影響を与えたのであろうか。例えば『岐阜県教育史』では、国庫補助を申請していた実業補習学校について「それらの実業補習学校では、地方長官即ち県知事の設置認可とともに、国庫補助に関する文部大臣の許可を得なければならず、実質的には文部省の認可により、その設置が左右されていた。」しかし、文部省が実業補習学校に対して国庫補助に依存させない方針を示すと、「実業補習学校の設置が実質的に県知事の認可に委ねられることともなつた。そこで、実業補習学校設置・普及は、県当局の施策により大きく影響されることとなつた⁽⁶⁹⁾」と指摘している。また内田札が指摘するように、文部省は、実業教育費国庫補助法による国庫補助を通じて強力な行政指導を行い得た⁽⁷⁰⁾ことは第一章において確認した。だとすれば、実業補習学校に対する国庫不補助は逆に実業補習学校が文部省の行政指導を離れ、県、郡市町村にその設置・監督が託されることとなつたことを示している。このような、実業補習学校に対する文部省の政策転換は既に確認したように菊池の文相就任直後に示唆されていたが、それがはっきりと示されるのが明治三十五年一月の「改正実業補習学校規定」の制定であつた。以下ではその制定の経緯について確認する。

二―二 実業事務局の設置と「実業補習学校規定」の改正

明治三十三年四月、廃止されていた実業事務局が岡田良平を局長に迎えて復活し、実業教育の奨励に文部省が積極的に取り組んでいく姿

勢を示した。⁽⁷¹⁾そして将来の計画として、欧米視察、国庫補助額の増額、教員の養成、教科書の編纂と共に、「実業教育に関する諸種の規定、及び実業学校の設備に関する規則の改正」⁽⁷²⁾を掲げている。この中に実業補習学校規定も含まれており、実業事務局の復活と同時に規定の改正に向けての取り組みが始まった。六月には岡田が欧米の実業教育視察へと出発し、その帰国を待つて更なる計画を実施する方針であった。しかし、帰国後の三十四年六月、文部大臣の更迭に伴い岡田良平は文部省総務長官へと栄転し、代わつて赤司参事官らが中心となつて事業を進めていくことになる。「教育時論」には、「文部方にては岡田氏が実業教育局長たりし際、欧米に於ける実業教育の実況を調査して帰朝したる以来、我邦の実業教育制度に改正を加えんとし、其の調査に着手し、岡田氏総務長官に転任せし後は、赤司参事官以下熱心調査に從事し、其の大体に於ては已に定まる所あれば、本年の高等教育會議に諮問せらるべしなど伝えられしも、實際聞くところに依れば、右は元來実業補習学校の教育に就ても誤解し居るもの少なからず、又実業学校として、其の科に依りて其の組織を異にし、〈中略〉之を悉く一様の方法の下に規定し去るが如きは、實際其の弊少なからざるを以て、此等の弊を生ぜざる様注意し、補習学校の誤解をも生ぜざらしめんとの意見より、其の方法を目下調査し居る次第」⁽⁷³⁾と、実業補習学校に關しては、その「誤解」を解くための方法を調査中であることが分かる。「誤解」の中身は断定は出来ないが、「現行法に依れば、実業補修学校の修業年限および学科課程等種々究屈なる条規ありて、實際我邦に於ける実業界の民度は未だ其の徒弟に対して、斯かる秩序的教育の必要を感ずるに至らず、従て学校の設立維持も今日の如く微々として振はざる次第」⁽⁷⁴⁾とあり、実業補習学校規定が修業年限や学科課程の面で

「究屈なる条規」があり「秩序的」であるという誤解を解くという意図を持った改正案であつたことがうかがえる。⁽⁷⁵⁾

そして三十四年十一月二十五日、第六回高等教育會議において「実業補習学校に関する件」が提出された。少々長くなるが、その諮問案を以下に掲載する。

〔諮問案第三〕 実業補習学校に関する事項

第一、修業期間及教授時数等に関すること

一、実業補習学校に於ける教科目の修業期間及教授時数は土地の状況に依り適宜之を定むべきこととす

二、土地の状況、職業の種類・繁閑等に依り生徒の授業に最も便宜なる時間及季節を選び教授すべきこととす

第二、教科目に関すること

一、教科目は修身・国語・算術及び実業に関する科目とし修身は国語に付帶して教授することを得ることとす

二、前項の教科目中修身、国語、算術は之を欠き、又は土地の状況に依り他の教科目を加ふることを得ることとす

三、修身、国語、算術及び前項に依り加ふる教科目は之を随意科目と為すこととす

四、国語は読書、作文、習字に、算術は筆算、珠算に分ち、生徒各自の志望に依り其の事項若は数事項を教授する事を得ることとす。実業に関する科目に就きても生徒各自の志望に依り其の事項を教授することを得ることとす

五、実業に関する科目は左に掲ぐる事項を選択し又は便宜分合して之れを定むべきこととす

(一) 工業に關しては図画、模型、幾何、製図、図案、物理、

化学、力学、材料、工具、製造の類

(二) 農業に關しては物理、化学、博物、種苗、肥料、耕耘、農具、害虫、樹芸、養蚕、家畜、造林、丈量の類

(三) 水産に關しては物理、化学、博物、漁撈、製造、養殖、漁船運用の類

(四) 商業に關しては商業算術、商業書信、商業要項、商品、地理、簿記、売買慣習、商業に關する法令、外国語の類

前項の外或る職業の爲めに便宜其科目を定むることを得ること
第三、入学資格に關すること

一、入学資格は年齢十年以上、学力尋常小学卒業以上に於て之を定むることとす、但尋常小学卒業せざるも学齡を過ぎたる者に限り特に入学せしむることを得ることとす

第四

一、実業補習学校、小学校、実業学校又は其他に附設することを得ることとす

第五

一、実業補習学校の名称には補習学校の文字を附すべきこととす⁽⁷⁶⁾

議事録が残っていないのでこの諮問案に対してどのような議論が為されたのかは判然としないが、『教育時論』には高等教育会議での修正事項として、

「第三諮問案 実業補習学校に關する事項

第二教科目に関する事の二項中「修身」の二字を削る

同五項中の(二)中「種苗」を「土壤、作物」とし「害虫、樹芸」を「病虫害、園芸」と修正⁽⁷⁷⁾とあり、修正決議されたことが分かる。こ

の決議を経た後、年明けの明治三十五年一月十五日「改正実業補習学校規定」(文部省令第一号)が發布された。その内容は、高等教育会議の議決ほほそのまま成文化されたものであった。⁽⁷⁸⁾ 明治二十六年の旧規定と比較した表2-2を見ると、必修科目の規定(旧規定第四条)や、修業年限三ヶ年以内(旧規定第八条)とされたものが撤廃され、旧規定第一条により規定されていた学校の目的は各実業補習学校の学則に示すこととするなど「新規定第七条」、「総て繁雜なる制限を撤し、修業期限の長短、学科課程の難易等、全然設立者の随意に放任せしむる精神に出でたるもの」と評価できる内容であった。国庫補助に關しては、規定公布と同時に出示された文部省訓令第一号中に、「地方長官は宜しく地方經濟の情況を計り実業補習学校の如き必しも多額の費用を要せざるものに対しては地方費を以て適宜補助する方法を講じ、以て国庫補助の及ばざる所を補い、且つ従来補助を受くる所の学校に對しては漸次国庫の補助に依頼せず獨立維持の途を立てしめむことを務むべし。」⁽⁸⁰⁾ というように、明確に国庫補助ではなく地方費を以て補助すべきという方針を打ち出す。

こうして、明治三十四年から三十五年にかけて、実業補習学校に關する国庫補助方針の轉換と実業補習学校規定改正は、制度的に自由度が増すと同時に、国庫補助の実質的な廃止によって文部省の行政指導からも自由となるという「二重の自由化」という事態を発生させた。しかし、それは同時に県当局やその下の郡、実際に設置する立場の市町村に放任され、その経営努力が求められるということを意味していた。次章では、このように、実業補習学校の設置、経営が地方に放任されて以降、どのように実業補習学校が広がっていったのかを愛知県を例として確認する。

表2-2 明治二十六年実業補習学校規定と明治三十五年改正規定の比較

項目	明治二十六年規定	明治三十五年改正規定
目的	諸般の実業に従事し又は従事しようとする児童に小学校教育の補習と同時に簡易な方法で其の職業に要する知識技能を授ける	各実業補習学校の学則中に示すものとされ、特に規定はない
資格	尋常小学校卒業以上、学齢を過ぎ学校長の許可を得た者 男女を混同してはいけない	十歳以上、学力尋常小学校卒業以上 尋常小学校未卒で学齢を過ぎた者
修業年限	三年以内	各実業補習学校の学則中に示すものとされ、特に規定はない
科目	修身、読書、習字、算術及び実業に関する科目 修身は読書に付帯して教授できる	修身、国語、算術、実業に関する科目 修身は国語に付帯して教授できる 但し、国語、算術は欠いてもよい
教員	小学校教員又は相当の普通教育を受け実業の知識、経験を有し、地方長官の許可を得た者	教科目、教授時数、学級数に応じて相当の教員を置くことは規定されているが、教員資格に関しての記述はない
設置場所	小学校又は高等小学校に附設できる。小学校教育を妨げない限りは、校舎、備品等を使用できる	小学校、実業学校その他の学校に附設できる
教授季節	日曜日、夜間、季節を限り教授できる	土地の状況、職業の種類、繁閑等により、最も便宜な時間、季節を選んで教授

『明治年間法令全書』明治二十六年、明治三十五年を参考にして作成した。

三 実業補習学校規定改正への対応—愛知県を例として—

三— 愛知県の対応

明治三十五年一月、実業補習学校規定の改正が公布されると、一ヶ月後の二月十四日、愛知県では『愛知県公報号外 第八百九十号』によって、実業補習学校を設置する立場である郡市役所、町村役場、町村学校組合に対して訓令第十二号⁽⁸¹⁾を、逆に実業補習学校に通う立場である学生の父兄に対しては諭告第二号⁽⁸²⁾をそれぞれ発布し、両面から実業補習学校の普及を訴えた。⁽⁸³⁾表3—1は実業補習学校規定改正後の各都道府県の対応を各府県教育史を参考にしてまとめたものであるが、これによると三十五年の実業補習学校規定改正に対して、対応が不明な府県八、何らの対応もなかった府県が十、何らかの対応をした府県が二十九あるが、明治三十五年度中に対応したのは十七府県と全都道府県の三分の一ほどに過ぎない。その中で愛知県は千葉、佐賀、福岡に次いで四番目の早さで訓令第十二号、諭告第二号を発しており、その対応の早さが伺える。内容面から見ても、愛知県では、郡役所、市町村など実業補習学校を設置する側だけではなく、学生の父母に対しても諭告を通して呼びかけている。このように就学者側にまで対応しているのは愛知県のみであり、その特異性が浮かび上がる。

愛知県においては、なぜこのように迅速に実業補習学校の奨励がなされ、また就学者の側にも対応したのであろうか。その理由は大きく分けて二つあると考えられる。

まず一つが、高等小学校、中学校における半途退学者の多さへの危機感である。『愛知県教育史』によると、明治三十三年から明治三十

表3-1 実業補習学校規定改正に対する各府県の対応

府県名	年 月 日	規定・訓令の種類
北海道	明治35年 9 月	実業補習学校の施設方法訓令
青森	明治35年 3 月28日	実業補習学校の趣旨について訓示
岩手	明治35年 3 月17日	実業補習学校設置廃止規則
秋田	明治35年 3 月14日	実業補習学校教育振興に関する訓令
山形	明治37年 5 月30日	実業補習学校費補助規定
宮城		特になし
福島	明治37年11月11日	実業補習学校設置廃止等に関する訓令
栃木		特になし
群馬		特になし
茨城	明治39年 2 月	実業補習学校設備準則
埼玉	明治35年 8 月29日	実業補習学校設置廃止規則
千葉	明治35年 1 月	県費補助規定
東京	明治39年 5 月	実業補習学校補助規定
神奈川		特になし
静岡		特になし
山梨	明治35年 8 月14日	実業補習学校規則
長野	明治35年 4 月 1 日	実業補習学校規則制定につき県令
愛知	明治35年 2 月14日	訓令、学生の父母への諭告
岐阜	明治35年 9 月	実業補習学校設備廃止及職員等に関して
三重	明治35年	積極的奨励
滋賀		不明
新潟		県立実業学校への実業補習学校附設
富山		特になし
石川	明治38年 2 月	実業教育振興の訓令
福井	明治35年 3 月 4 日	実業補習学校の設置に関する件
京都		不明
大阪	明治41年 5 月	設備整頓、教員の人選
奈良		特になし
和歌山		不明
鳥取		不明
島根		特になし
兵庫		特になし
岡山	明治35年 3 月 6 日	訓令
広島		不明
山口	明治35年	実業補習学校細則
香川		不明
徳島	明治36年	実業教育に関する訓令
高知	明治41年 3 月	実業補習学校補助規定
愛媛	明治36年 1 月24日	県立商業補習学校規定
福岡	明治35年 2 月 9 日	教育費補助規定
佐賀	明治35年 2 月 4 日	手続きを定める件、実業補習学校設置促進
長崎		特になし
大分	明治43年 3 月15日	県費補助規定
熊本	明治35年 2 月	訓令
宮崎		不明
鹿児島	大正 6 年	実業補習学校補助規定
沖縄		不明

※各府県教育史を参考にして作成した。実業補習学校の記述はあるが、訓令などが記述や史料の中のないものを「特になし」、府県教育史自体が古くに編纂され、記述がない場合は「不明」とした。「特になし」は、奨励など何らかの形で対応した可能性はあるが、それが記されていない時点で大きく影響を与えるものではないと判断した。

八年にかけて高等小学校への進学率は40%から80%へと倍増したが、その反面、高等小学校の卒業率は40%代で停滞しており、高等小学校入学者の過半数は半途退学するという現状がわかる。訓令・論告中にも、「一旦入学したる学校を志望変更、学資欠乏其の他家庭の事情に因り半途退学するに至るもの尠しとせず。高等小学校、中学校に於て最も其の多きを見る」(論告第二号)や、「尋常小学校を卒業して高等小学校、中学校に入学するも半途にして退学する者頗多き」(訓令第十二号)というように、義務教育終了後の教育機関における半途退学者が多く、「是等多数の子弟を收容する為め、公私立を問はず実業補習学校の設立は極めて緊要なるに依り、勉めて之が施設を計画奨励すべき」(訓令第十二号)というように、そうした半途退学者の受け皿として、実業補習学校設置の必要を感じていることがわかる。⁸⁵⁾

またもう一つの理由として、実業県としての愛知という認識が挙げられる。論告中にも、「本県は海道の衝に当り交通の便利なる、物産の豊富なる産業の前途極めて有望の地位たるを以て、各種実業の教育を普及せしめ多数の少年子弟に確実の方向を与へ、地方の福利を増進せんことに深く思を致さ、る可からず」(論告第二号)と言うように、産業の豊富な愛知県だからこそ、実業教育の普及が重要であると説いている事が分かる。このような愛知県から来る実業教育奨励の言説は根強くあった。沖知事による明治三十二年の「教育施設の方針」という演説では、「本県の実業は其種類が多くて且今日迄の処にては相應の発達をして居るにも拘はらず、其実業と教育即ち学理との結び付きは甚だ不充分である」⁸⁶⁾とし、また「本県は実業に關する学理上の発達は残念ながら大分遅れて居る。随て実業の将来の発達に付ては大に掛念を免れぬことであります。」と述べ、愛知県においては種々の実

業が発達しているが、その実業と学理とが結びついておらず、将来の実業発達に対して危機感を募らせている。このような沖知事の現状認識のもと、愛知県では、明治三十四年に碧海郡安城村に県立農林学校⁸⁷⁾を、名古屋市南武平町に県立工業学校をそれぞれ開校するなど、実業の発達に学理の発達を追いつかせようという方針が見て取れる。こうした一貫した実業教育観を持った沖知事の下にあっては、実業補習学校規定改正に対して、いち早く対応したこともうなずける。愛知県においては、実業補習学校に対して、中等教育における半途退学者の受け皿としての役割と、実業教育の遅れを補う役割という二つの役割を期待していたと言えよう。

この訓令・論告の公布後、愛知県では、小浜宗介愛知県視学官を中心に、各郡市町村に実業補習学校の設立を訴えている。新聞紙上で確認できるだけでも、小浜は二月十八日の愛知郡を始めとして、二十三日に西加茂郡教育会総集會⁸⁸⁾、二十五日に東加茂郡⁸⁹⁾、二十六日に渥美郡教育会⁹¹⁾、三月に入り十日には葉栗郡役所⁹²⁾、十二日には中島郡をそれぞれ訪れ、実業教育に関する演説を行っている。その演説の詳細は不明であるが、新聞紙上には「実業教育に関する一場の演説を試み実業補習学校の設置の必要を説きし」⁹³⁾などあり、実業補習学校の設置を促す内容であったことは確かである。

愛知郡では小浜の訪問から二週間後の愛知郡教育会において「実業補習学校の件」について協議し⁹⁴⁾、東加茂郡においては、三国郡長の指揮の下、郡教育会、郡農会からそれぞれ代表者を学事視察の為に作手農林補習学校へ派遣することを決定する⁹⁵⁾など実業補習学校設立に向けて、各郡で積極的な動きがみられるようになる。

新聞紙上でも「小浜視学官は各郡市に出張し告示に基きて敷衍遊説

する処ありしより県民も大に其必要を感じ昨今追々各町村に於て新設を見るに至りたり⁽⁹⁶⁾とあり、小浜による敷衍遊説がある程度の影響を及ぼしたことがわかる。以下では各郡における具体的な動きを見ていく。

三―二 愛知県下各郡の動向

三―二―一 東加茂郡の場合

東加茂郡では明治三十五年二月二十五日、既述のように小浜視学官による実業補習学校に関する演説が行われた。この演説は郡会や各町村の議員、学校教員、有志者など百名以上の傍聴者を集め、盛会であったことが窺われる⁽⁹⁷⁾。その直後の三月初めには三国東加茂郡長の意向を受けて、郡教育会・郡農会からそれぞれ代表者が作手農林補習学校の視察へ派遣された⁽⁹⁸⁾。このように当初から実業補習学校に関しては、工業・商業の補習学校ではなく、農業補習学校を開設することを想定していた。そしておそらくこの視察の結果を受けて、翌明治三十六年三月十日の東加茂郡各町村長会において「東加茂郡実業補習学校準則」が議定された⁽⁹⁹⁾。それによると、実業補習学校の目的は農業従事者又は将来従事する者に対し必要な知識技能を授けると同時に普通教育の補習を為すこととされ(第一条)、修業年限は二ヶ年(第三条)、教授科目並びにその授業時数は修身一、国語五、算術三、農業三、の計十二時間、但し女子には更に家事が加わり十八時間とされた(第六条)。入学資格は尋常小学校卒業以上を基本とし、学齢を過ぎた者は特に入学できるものとし(第九条)、授業料は無料とされた(第十四条)。

しかし、このように詳細に規定し、各町村にその設立を促したにも

拘わらず、東加茂郡では三十五年に花山農業補習学校、鼎実業補習学校の二校が設立された⁽¹⁰⁰⁾たきり、準則制定後においても全く実業補習学校の開設は進まなかった。

三―二―二 額田郡の場合

額田郡では、三十五年度の通常郡会において、教育補助費の内に小学校費補助と実業学校費補助を新設することを決定した⁽¹⁰¹⁾。実業学校費補助については、県立実業学校就学生徒への学資補助とともに、「実業教育奨励の爲め町村・町村学校組合に就て実業補習学校を設置する時は郡費を以て補助をなすものにて補助額当該町村、町村学校組合内町村の郡費負担額十分の二以上に超過せざる限りに於て、四月末現在学級の数に依り一学級一百円以内、教員兼務の場合には其半額の率を以て毎年六月、十二月の二回当該町村、町村学校組合に交付する」というように、実業補習学校設置町村に対しても補助を為すという決定を見ている。実業補習学校を町村等で設立する場合、郡費負担額の二割を限度として、学級数に応じて、一学級最大百円までの補助をなす規定であることが分かる。ただし専任教員を確保できなかった場合は、補助上限は一学級につき五十円までとされた。

このような郡会における積極的な動きを受けて額田郡岡崎町では三十五年三月一日の町会において実業補習学校の設立が議題に上る予定になっていた⁽¹⁰²⁾。実際に三月一日の町会で議論されたか、以後どのような経過を辿ったかは定かではないが、三十五年五月、商業を実業科目とした修業年限三年の町立岡崎商業補習学校が設立される⁽¹⁰³⁾。さらに高富村立農業補習学校が五月二十日、西乙見村立農業補習学校と東乙見村立農業補習学校が六月九日、形野村立中山農業補習学校が六月十三

日にそれぞれ県から認可された⁽¹⁰⁶⁾。さらに同年中に下山村、広幡村などでも農業補習学校が設立され、額田郡では明治三十五年度だけで八校の実業補習学校が設立された⁽¹⁰⁶⁾。そして、上記の補助規定を利用する形で、三十五年度には郡内実業補習学校八校合計九百二十六円の経費に對して、二百二十三円の郡費補助が為されている⁽¹⁰⁷⁾。

『愛知県教育史』では、額田郡の実業補習学校への郡費補助規定は明治三十九年に制定されたという指摘が為されてきたが、それより以前のこの時期から、郡費補助の道が開けていたことが分かる。額田郡においては郡会の積極的な動きがあり、郡費補助によって各町村に実業補習学校の設立を促すという道を選択し、その方針を郡内各町村が実行したことによって、実業補習学校の急拡大を見たのであった。

三―二―三 西加茂郡の場合

既述のように、三十五年二月二十三日、西加茂郡教育会総集会が開催された。出席者二百人以上を集めた同会において、小浜視学官は実業教育に関する説示を行っていた⁽¹⁰⁸⁾。しかしその後、西加茂郡では枝下用水を巡って原田郡長の不信任問題が持ち上がった。郡会では機能停止を起し、四月には解散を命じられてしまう。そのため三十五年度においては具体的な進展はない。しかし三十六年に入り、新任の有吉寛を郡長に迎えた二月十二日の通常郡会において教育補助費予算中に「実業補習科設置補助」が新設され、「一小学校平均金二十四円十校分」に当たる二百四十円が予算に組み込まれた。さらに、四月六日の臨時郡会において、「実業補習科の有益なるを感じ奉母尋常小学校外拾四校より設置の申請を為したるを以て、之に對し補助」するため、十五校分に当たる三百六十円が教育費補助追加予算として審議され、「実

業補習科設置補助は一役場一ヶ所の目的にて執行すべき⁽¹⁰⁹⁾、という条件付で原案執行され、通常、追加予算合わせて六百円が郡費によって補助されることとなった。郡会において予算が可決されたことを受けて有吉郡長は四月十五日、郡役所に郡内の小学校校長を集め、小学校長会を開会する。その中で、「実業補習学校教科書選定の件」や「各小学校に本年度より農業実学補習学校附設の件」等が評議され、本格的に実業補習学校設置のための準備が進められた。また補助に関して、郡会で決定した「実業補習科設置補助」とは別に「補習学校を設置するには各小学校に農業実地を設け、郡費より奨励として一坪に付十錢宛の割合を以て補助する事」が評議された。これは二月の通常郡会で「実業補習科設置補助」とともに教育補助費中に新設された「小学校苗圃設置補助」のことで、「一校平均金五円六十錢三十九分」に当たる二百八十八円四十錢の予算が用意された。その内容は「小学校児童に実業思想養成の爲め、小学校苗圃を設置する町村には郡費予算決定額の範囲内に於て、其経費の幾分を補助す」というもので、実業補習学校生徒ではなく、小学校生徒の実業思想養成のために設けられた補助であったが、教科書事件で拘引され失官した小浜に代わり愛知県視学官となった枝県視学官が、「実業教育に実習苗圃を加へ幾多の農業補習学校を附設したる、県下唯西加茂郡あるのみ。全県下は本郡に注目するや鋭敏なる眼光を以てす。」⁽¹¹⁰⁾と云うように、農業補習学校の実習苗圃としても利用されていた。その広さは郡内小学校の合計で二千二百八十坪であったから、一小学校当たり平均五十坪強は所有していた事になる。

さて、ここで「実業補習科設置補助」の内容を確認する。

「西加茂郡町村立実業補習学校郡費補助規定

第一条 実業教育奨励の爲め、明治三十五年文部省令第一号実業補習学校規定に依り農業補習学校を設置する町村には郡費予算決定額の範囲に於て、其経費の幾分を補助す

第二条 郡費補助を受けんとする町村は、之れが金額及事由を詳具し左記書類を添付四月二十日限り郡長に申請すべし

一 実業補習学校設置認可指令書写

一 実業補習学校経費に關係する収支予算書

前項補助申請の許否及補助金額は郡長之れを決定す

第三条 郡費補助を受けたる町村に於ける実業補習学校経費の支出に關しては明治二十八年愛知県訓令第二十三号に依るの外尚便宜補助簿を設け一般の支出と區別整理すべし

第四条 郡費補助を受けたる町村の実業補習学校経費は、何等の事由あるも之に關係なき費目に流用支出することを得ず

第五条 郡費補助を受けたる町村にして第三条及第四条の規定に違背し、又は生徒著るしく減員し、或いは成績不良なりと認むるときは、郡費補助金の全部又は幾分を交換せしむることあるべし⁽¹²⁾

これを見ると、第一条において補助対象は農業補習学校に限定されており、商業・工業補習学校に対しては補助を認めていないことから、補助対象は町村立の農業補習学校であることが分かる。明治三十九年度に額田郡で制定された実業補習学校郡費補助規定のように、補助金を受けるための要項として「専任教員を配置するもの」、「農業補習学校にして実習地五畝歩以上を設置するもの」等といった細かい規定はなく、町村立の農業補習学校であれば補助を受けられたと考えられる。ただ第二条以下、使途について厳しい制限があり、郡費による補助の代わりに厳しい監督があったことがうかがえる。この補助規定の影響

から明治三十五年度以前には郡内に実業補習学校が一枚もなかったにも拘わらず、三十六年の六月五日から七月二十日までという短い期間内に一斉に二十二校が設立を見ており、三十六年度中に更に五校が設立され、計二十七校が設置された。『愛知県学事第十七年報 自明治三十六年四月至明治三十七年三月』中の「公立実業学校調」によると、富貴下村に四校、それ以外の町村に一枚ずつ、開校されなかったのは西加茂郡二十七町村のうち七重村、益富村、四谷村の僅か三村に過ぎなかった⁽¹³⁾。二十七校の内訳は、町立が一枚、あとは全て村立であり、全て実業科目は農業、修業年限二年、学級数一の農業補習学校であった。校長には、ごく稀に設置町村の訓導が補習学校の校長を兼任したものがあがるが、殆どの場合、農業補習学校附設小学校の校長が兼任している⁽¹⁴⁾。彼らの給与に關しては小学校給与とは別に、十二円から二十四円が年手当金という形で支給されている。また上記の郡費補助規定を利用して、二十七校の経費合計六百五十六円に対して、約88%にあたる五百七十六円が補助されている。二十七校に対して一枚あたり二十四円の補助があれば、補助額は六百四十八円となるはずであるが、追加予算原案執行の折の「一役場一カ所」という条件のために、富貴下村では四校のうち一枚のみしか補助を受けられなかったため、その三校を除いた二十四校に対して、二十四円ずつの補助がなされたのである。いづれにせよ、町村費を以て負担しなければならぬ金額が一枚平均約三円という少額に抑えられたことが、西加茂郡において一斉に実業補習学校の設立を見た大きな要因であった。

その後の動きを見ると、「実業補習科設置補助」は三十七年度には一枚あたり十二円と半額になってしまふが、三十七年、三十八年と二十四校に対して補助が続けられる。しかし三十九年度の町村合併に

伴って実業補習学校が全廃されると、その代替機関として設立されたと思われる青年夜学会に対して「町村夜学会補助」の費目で「壹校平均金六円二十八校分」に当たる百六十八円が郡費から補助されている。しかし、明治四十年年度予算において「郡立農学校生徒補助」が新設され四百八十円の予算が用意されると、それに押される形で「町村夜学会補助」も廃止され、補習機関に対する補助は皆無になってしまった。

三―二―四 碧海郡の場合

碧海郡では実業補習学校規定改正後初めて、郡内小学校長を集めて三十五年二月二十二日に開催された郡教育諮問会の議事に於いても、就学督促等を重視しており、実業補習学校の新設は議題にすら上っていない。⁽¹³⁾ 碧海郡はもともと青年夜学会が盛んな地域であり、八名郡教育義会から派遣された杉浦忽三、近藤吉三郎という人物によって三十四年十一月に発表された碧海郡の学事視察報告では、碧海郡刈谷町について「青年夜学会、十五歳以上二十歳に至るまで、男子は毎年十月一日より翌年三月末日まで隔夜これを開き、教員中より交替して之が教授をなす。既に七八年来実行せられし、故に成績の見るべきもの多しと云ふ。」⁽¹⁴⁾とあり、日清戦争前後の時期から現在に至るまで、青年夜学会において十五から二十歳までの男子を対象に、十月から四月まで隔日、小学校教員が教授を行っていることが分かる。更に注目すべきは、「郡会は郡費を以て補助し、勤勉者に賞与をなす等奨励法の設あり」⁽¹⁵⁾というように、青年夜学会に対して郡費から補助が出され、奨励されていることである。明治三十五年度においては、碧海郡六十五町村のうち五十二町村で青年夜学会が執り行われており、その会員数は三千三十九人にも及んだ。⁽¹⁶⁾ これに対して碧海郡教育会においては青

年夜学会生徒賞与費として、三十五年郡教育会予算の約五分の一にあたる百九十八円を計上し、成績優等者に対して賞与を行っている。⁽¹⁵⁾ このように郡、郡教育会双方からの奨励によって、碧海郡においては青年夜学会活動が非常に盛んであった事が分かる。

碧海郡では、郡長高坂景顕が明治用水を巡る収賄で拘引され、明治三十五年五月六日に失職、翌六月四日に愛知郡長脇屋義純が碧海郡長に就任する。⁽¹⁶⁾ 脇屋が行政に本格的に関与を始めた三十六年になると郡では夜学会から実業補習学校へと改変を進めるような動きが見られる。⁽¹⁷⁾ まず三十六年七月十八日、脇屋郡長は碧海郡下六十九小学校の校長を集めて、五つの諮問を行っている。⁽¹⁸⁾ そのうちの二つが「小学校卒業児童若くは半途退学児童に対する知徳補習の方法如何」「夜学会実施後の状況如何」であり、脇屋が小学校卒業業者、半途退学者の補習教育、その方法としての夜学会の現状に対して強く関心を持っていたことが分かる。さらに九月二十六日の碧海郡教員協会第一部落会代表会において、「実業補習学校に関する取調員派出の件」を全員一致で可決し、郡長に建議することを決めるなど、⁽¹⁹⁾ 教員の側からも実業補習学校開設に向けて積極的な動きがみられるようになる。そして十一月十二日、脇屋郡長は以下の「実業補習学校振興に関する郡長訓令」⁽²⁰⁾を郡内各小学校長や小学校学務委員に向けて発する。

「時勢の趨向は実業教育の発達を促し、随て児童幼少の時期より実業の思想を啓培滋養するは現今最も適切の要務なり。又尋常小学校卒業の児童にして爾後道德の錬磨を怠り學術の補習を為さざるを爲め、往々其風儀乱れ操行修らず既習の知識技能を忘却して實際其用を為さざるものあるは甚だ憂ふべき次第に有之、尤も如上の欠陥を救済せんが為めには既に町村に於て青年夜学会等の設備を為せしものありと雖

も、生徒は漫に高尚な読書に馳せ実務に適切ならざる憾有之、加之規律も或は乱れ易く、十全の目的を達し能はざるの虞なしとせず。故に右等の欠点を除き、以て益々必須緊要なる学科を修得せしめ度、就ては明治三十二年二月勅令第二十九号、同三十二年三月文部省令第十二号、同三十五年一月同省令第一号に依り各小学校に実業補習学校を附設し、而して各種の実業に従事し又は従事せんとする者に対し、簡易なる方法に依り其職業に要する知識技能の授けると同時に、普通教育の補習を為さしめ、以て其町村内の児童及青年者をして完全なる発達を遂げしめ、社会有用の人物たらしめん事を勉めらるべし」

ここでは、まず小学校卒業後の児童の中に、道徳の錬磨、学術補習を怠り、既習の知識技能を忘却してしまう者があるという点に対し憂慮を示している。しかし、その欠陥を補うために近年各町村において青年夜学会の設備がある、として青年夜学に対して一定の評価を下す。しかし一方で、青年夜学会の生徒は「漫に高尚な読書に馳せ実務に適切ならざる憾」があり「規律も乱れ易い」として、その実際的でない点、私設教育機関であるが故の規律の乱れやすさという欠点から十全に目的を達成できない恐れがあると、これら青年夜学会の欠点を除くために各小学校に実業補習学校を附設するよう強く奨励している。これは従来碧海郡内で盛んに行われ、郡や郡教育会においても補助、奨励してきた青年夜学会を、補習機関としてある程度評価しつつも、十全ではないとして、実業補習学校への改変を求める政策転換の表明であった。事実、三十五年度において百九十八円を計上した郡教育会からの青年夜学会生徒賞与費は三十六年度には「必要なきを以て除」⁽¹⁴⁾かれ、一円の補助も為されていない。郡の、青年夜学会より実業補習学校開設を、という動きに郡教育会が足並みを合わせたと見て良い。

脇屋はさらに訓令から一ヶ月後の十二月十三日、郡内各小学校長を招集し、「実業補習学校附設に關し準備の件」、「全校入学生資格修業年限教科目に関する件」等の事項に対して詳細に注意を与えている。これを見ると郡長の指導の下で、実業補習学校附設の準備が進められ、資格や修業年限、教科目に関しても詳細な注意が与えられたことがわかる。⁽¹⁵⁾

このように碧海郡においては、郡長の強力な指導の下に郡内各小学校長が従い、郡教育会の協力も得つつ、実業補習学校開校の準備が整えられていった。以後各町村はどのように実業補習学校の開設を進めていったのだろうか。例えば碧海郡棚尾村は「本村曩に夜学校と称して夜間青年者を教育し来りし」⁽¹⁶⁾とあり、明治三十四年から三十六年にかけてそれぞれ四十一人、三十二人、四十五人の生徒が青年夜学会に在籍していたが、「年々微々として振はず」⁽¹⁶⁾という状況であった。そこで、上記の郡長訓令を受けて明治三十七年三月二十九日村長水野晴江は愛知県に対して「農商補習学校附設認可申請」⁽¹⁶⁾を行う。「当村は戸数千八百にして五分農業、四分五厘商業、五厘工業及雑業に従事するものに有之、現今時勢の進歩に伴ひ農商補習学校設立の必要を認め候に付、当村立棚尾尋常高等小学校に附設致度候間、御認可相成度明治三十二年三月文部省令第十二号第一条に係る取調書相添此段申請候也」

この申請は四月二十二日に認可され、十月一日から棚尾村立農商補習学校が開校されることが決定した。すると、三十七年には生徒百五人を数え、その規模が急拡大していることがわかる。⁽¹⁶⁾このほかにも中島村のように、「既に十年前より青年夜学を開設し、普通の知識養成には力めしも特に実業を教育するの施設未だ完全ならざりしが、三十

八年十二月より農業補習学校と改称するに至りたれば漸々發達の機運に向へり⁽¹⁴⁸⁾というように青年夜学会の組織を変更して実業補習学校を開校したと思われるものが、碧海郡内では郡教育会、郡尚武会の編纂した『碧海郡奉公事蹟 後編』で確認できるだけで長瀬村農業補習学校など八校ある。こうして明治三十七年度までに、碧海郡六十五町村のうち三町十七村で計二十校の実業補習学校が開校された⁽¹⁴⁹⁾。翌三十八年に入っても実業補習学校の設立は続き、吉浜村など九村で農業補習学校が開校され、計二十九校が開校した。このような碧海郡における実業補習学校の急拡大に対し、『愛知県学事第十八年報 自明治三十七年四月至明治三十八年三月』では、「県下碧海郡の如きは時局前漸く三校に過ぎざりしが、実業補習学校準則なるものを規定し之が奨励を計りしを以て、現時二十一校の多きに至り其効果亦見るべきものあらんとす⁽¹⁵⁰⁾」と述べており、県も碧海郡における実業補習学校の拡大に注目していたことがわかる。

前項で述べた西加茂郡における実業補習学校の画一的な急拡大と比べると、碧海郡では実業補習学校開校期が三十六年から三十八年という比較的長い期間にわたっていることがわかる。これは西加茂郡の実業補習学校奨励が郡費補助という形であり、開校を決定するための障害が少なかったのに対し、碧海郡では郡長の訓令が示されたに過ぎず、経費は設置する町村が全てを担わなければならなかったからであろう。経費負担は町村にとって「実業補習学校の如きも当路者が如何に必要なを説くも有力の議員すら経費の高まりを慮りて一顧する者なかりし⁽¹⁵¹⁾」というように重くのしかかるものであり、碧海郡吉濱農業補習学校のように、実業補習学校生徒を地域の企業で働かせて得た賃金で経費を賄うような実業補習学校も存在した⁽¹⁵²⁾。にもかかわらず、郡長の強い指

導力と小学校教員の協力、既述のように青年夜学会が發達していたという前提条件を利用する形で、実業補習学校は拡大していった。

三―二―五 まとめ

以上、東加茂、額田、西加茂、碧海の四郡について具体的な動きを見てきた。郡費補助規定、実業補習学校準則、訓令と形式は異なるが、郡による強力な指導があったということが確認できた。ただ、ここで問題となるのが後者三郡ではまとまった実業補習学校の開設が見られ、ある程度の効果があったのに比べ、東加茂郡に於いては積極的な奨励があったにも拘わらず実業補習学校の設立がほとんど進まなかったという事実である。これはなぜであろうか。その一つの示唆となりそうなのが、以下の記事である。

「三國郡長より学事視察を命じたるも郡会議員一同之を辞して応ぜざる⁽¹⁵³⁾」

これは既述の農林補習学校等への学事視察に関する記事であるが、郡会議員が学事視察を固辞していることがわかる。その理由に関しては、『新愛知』においても如何なる意図があるのかわからないと訝しがっている⁽¹⁵⁴⁾。事実、実業補習学校準則を示したのは東加茂郡会においてではなく小学校長会であり、郡会や郡長の名のもとで、実業補習学校に於いて何らかの規定や訓令等を決定した形跡はない。このように郡会議員の積極的な協力が得られなかったという点は他の三郡との相違点であり、決定的な意味を持っていたのではなからうか。他郡においては本章で確認してきたように、郡長、小学校長、郡会、郡教育会の協力関係の下で実業補習学校の設立は急速に進められていった。しかし、東加茂郡に於いては郡会の協力を欠いていたために十分な補助

や奨励ができなかったと考えられる。このように、郡有力者の強い協力関係があつて初めてこの時期実業補習学校は設立されたのである。

三一三 拡大期実業補習学校の実態

ここまでは拡大期実業補習学校の設立の経緯を中心に見てきた。それでは、実際に設立された拡大期実業補習学校の実態は如何なるものであったのかを確認したい。まず拡大期実業補習学校の教授内容について見てみよう。額田郡では、課程は不明であるが、農業補習学校における一週間授業時数は六時間のもと十二時間のものが存在し、何れも夜間において教授を行つていた⁽¹⁵⁾。また、既述の碧海郡棚尾村立農商補習学校では、修身(二)、農業(六)、商業(六)、算術(四)、計、農業(十二)、商業(十二)というように、農業科商業科ともに、十二時間の授業をなし、そのうち半分が実業科目の教授に向けられていた。また、碧海郡東境村立農業補習学校においては「毎年十月一日より翌年三月三十一日まで毎夜二時間修身、国語、算術、農業の諸科を授くる」というように、十月から三月まで毎夜二時間、修身、国語、算術、農業の教授を行つており、また、碧海郡大浜町立農商補習学校では、十一月から二月まで国語、算術、修身、農業、商業の教授を行い、また休業期間においても時に名士を招聘して、講話を開催していた⁽¹⁶⁾。また、碧海郡今村立農業補習学校では、修身・農業大意・算術の三科を教授している。愛知県の実業補習学校における教授科目については、明治三十八年のものが、『扶桑新聞』に詳しく掲載されているので紹介する。

「目下愛知県下に於ける実業補習学校の数は合計八十四校にして、之を内訳すれば農六十九、商四、工一、商工一、農商四、農林二、農

工商一、水産一なり。こは素より文部省令(明治三十五年一月十五日發布)に依て設立したるものなれども殊に戦局発生以来其必要を感じて設立したるもの二十五校の多きに及べり。〈中略〉而して此等の実業補習学校に於ける教科目にして実業科目以外のものは修身、算術(全体)、国語(六四)地理歴史(六)理科(五)図画(一)体操(二)なり。又女子の為に特に裁縫科を加ふ、又一週日の教授時数に對する実業科目の教授時数二分の一以上のもの(十二)、三分の一以上のもの(五十九)、四分の一以上のもの(八)、五分の一以上のもの(二)、五分の一以下のもの(三)なり。又教授季節の有無並に修業期間を挙げれば、教授季節のなきもの(四十八)、内修業年限三ヶ年のもの(八)、二ヶ年のもの(三十八)、一ヶ年のもの(二)、教授季節の有るもの(三十六)、内修業期間三期なるもの(三十)、二期なるもの(四)、四期なるもの(二)、一期なるもの(二)なり。〈中略〉尚実業科目外に普通科目を加ふるもの数を挙げれば、六科目を加ふるもの(四)、五科目を加ふるもの(三)、四科目を加ふるもの(七)、三科目を加ふるもの(五四)、二科目を加ふるもの(十六)なり。」と述べられている。

これを見ると、教授科目については、愛知県下全ての実業補習学校が修身、算術を課しており、また全体に占める実業科目の割合は三分の一から二分の一のものが多く、また修業年限に関しては、季節を限らないものでは二年、季節を限るものでは三期のものが大多数である。また普通科目の数は、二科目もしくは三科目のものが、七十校を占めており、実業科目、修身、算術によつて学科課程を形成しているものや、それに国語を加えたものかなりの数に上ることがわかる。こうして見ると、文部省訓令第一号によつて、実業補習学校の目的に関し

て「実業の教科を主脳とし併せて普通教育の補習を為し、両者共に其の目的を達するをもつて実業補習学校の本旨となすべきこと」とされ⁽¹⁶⁾たが、愛知県においては学科課程の中で、実業科目がある程度の割合を占めていることが確認でき、実態はともかく課程においては文部省の思惑に添った実業補習学校の類型を示していると考えられる。

それでは、その教授の実態はどうであったのだろうか。例えば、額田郡においては、明治三十七年時点で商業補習学校一校、農業補習学校十校があったが、その成績について明治三十七年二月の『愛知県教育会雑誌』では、「商業補習学校にありては見るべきもの之れあり、且将来隆盛を見るは明らかなりと雖ども、農業補習学校にありては遅々として進歩せず、設立当時の勢に比し或は退歩せしやの感あり」というように、岡崎商業補習学校以外は成績が伴っていない現状を指摘する。その理由として、「土地僻在して通学上不便を極むると担任教師の研究未だ足らず因て児童に興味を与ふること少量なるとにあるが如し⁽¹⁶⁾」とし、その解決の為には、「学校設立の数を増加して通学上便益を与ふると同時に斯学上の研究をなさしむるとにあり⁽¹⁶⁾す。」と結論付けている。岡崎商業補習学校は、二人の専任教員を持ち、課程に關しても市立名古屋商業学校速成科の課程を襲用するなど、程度の高い教育を実現できていた⁽¹⁶⁾。しかし農業補習学校においては、通学の不便さと教員の質の問題から、設立当時よりも退歩しているとさえ見えるのが現状であった。生徒数の面から見ると、岡崎商業補習学校が三十五年度から三十七年度にかけて生徒数を三十二人、八十五人、百人と順調に規模を拡大しているのに比べ、郡全体では二百四十八人、三十六年度三百七十三人、三十七年度三百二十二人とこのように停滞している⁽¹⁶⁾。このように生徒数の面から見ても、農業補習学校は不振で

あったと言ふことが出来る。また、西加茂郡では、既述のように、明治三十六年度に農業補習学校が一斉に設立されたが、明治三十九年の町村合併、郡立農学校の設立に伴って全廃されてしまったことから、その実態が伴っていないことがわかる。三十八年までの「実業補習科設置補助」が三十九年においては「町村夜学会補助」へと変容したことは象徴的であり、当時の西加茂郡における農業補習学校は、普通教育の補充を目的とする青年夜学会によって充分代替可能であったということを示している。明治三十八年に出版された『日本の実業補習教育』では、実業補習学校と青年夜学会とを比較して、夜学会は男女共学であるのに対して、実業補習学校は男女を限ったものが多く、青年夜学会の目的は普通教育の補充に止まるから、実業補習学校と同じ効果を望むことはできないとした上で、「實際入学すべき生徒は之等のことを判別するの明無く、唯勧誘又は通学の便否の爲めに入学する者多く、従つて実業補習学校も生徒の減少となり、又夜学校も多数の生徒を得る能はず、況んや尚多数の夜学校及実業補習学校を各小学校に附設し、加ふるに其目的を混同するに於いては益々生徒の減少を来し微々振はざる多数の夜間学校となり、成績終に揚らず、其極、共倒れの姿となり、世間よりは学校の不振を非難され、甚しきは其存立を危くするに至る⁽¹⁶⁾。」というように、実際には通学の便利な方に通う者がほとんどであり、青年夜学会、実業補習学校とも生徒の減少から「共倒れ」となっている現状を指摘している。しかし、上述のように、額田郡では農業補習学校不振の原因の一つとして通学の不便さを指摘していることを考えると、実業補習学校へ通学するには不便な地に青年夜学会が存在すれば、補習教育という大きな枠組みで考えると、実業補習学校の補完的役割を果たし得ると言うこともできる。青年夜学

会は、日清戦後の教育への関心の拡大と、壮丁検査の際の壮丁学力検査の実施を背景として、明治三十年代に入るとその設立数が増加した⁽¹⁶⁾という。明治三十二年頃においては、「現今全国至る処に、青年会或は青年夜学会なる団体の組織を見る⁽¹⁷⁾」というように全国的な広がりを見せた。愛知県では、明治三十七年度において、実業補習学校が七十九校、生徒数二千八百三十九人に対して、夜学会は、会数二百二十七、生徒数六千二百四十二人となっており、⁽¹⁸⁾実業補習学校に比べ、夜学会の方が設置数、生徒数の両面において圧倒的に上回っているというのが現状であった。このように青年夜学会が実業補習学校を量的な面で圧倒した理由について、坂口茂は、私設に係る青年夜学会の方が地方財政の豊かでない当時においては有効な方策であったことを指摘している。⁽¹⁹⁾例えば、明治三十五年度の「知多郡和勝村夜学会費予算書」を見ると、経費は役員給料三円、消耗品費一円、予備費一円の僅か五円に過ぎず、それに対して和勝村の村会議員から五円全額の補助がなされている。⁽²⁰⁾同じ明治三十五年の愛知県下実業補習学校数二十二校に対して、実業補習学校費が六千四百五十二円であるから、⁽²¹⁾実業補習学校一校当たりの経費は約二百九十三円となり、青年夜学会との差は歴然である。⁽²²⁾その実業補習学校費の二分の一以上にあたる三千五百七十五円が教諭・助教諭・訓導俸給に向けられており、教員の報酬の有無が青年夜学会と実業補習学校との経費の差異に直接的に結びついていると言える。⁽²³⁾ただ同じ実業補習学校であっても専任教員の有無が経費に大きく関わってくることも指摘しておきたい。例えば、明治三十六年度において、西加茂郡では三十三人の実業補習学校教師を有し、全て兼任であったが、⁽²⁴⁾その教員俸給合計は三百七十三円である。⁽²⁵⁾それに対して、既述のように、岡崎商業補習学校に二人の専任教員を有してい

た額田郡では、郡合計で十四人の教員に対して八百十七円の経費を要している。⁽²⁶⁾このように、専任教員の給与は兼任教員と比べて格段の差異があり、専任教員を持つ実業補習学校を設立することは、一部の町村を除いて、国庫補助なしでは不可能であった。このように、明治三十年代において、実業補習学校を設立することは財政的に厳しく（専任教員を持つ場合は特に）、その代替機関として、私設に係り、経費のほとんどかからない青年夜学会へと傾斜したことは当然であるとも言える。⁽²⁷⁾『愛知県教育会雑誌』第二百十三号では、「尋常小学校卒業後教育法⁽²⁸⁾」と題して、愛知県内各地の小学校校長二十人が、その地域の現状や持論を展開しており、当時の尋常小学校卒業生に対する補習教育の在り方がよく分かる。それをまとめたのが表3―2である。これを見ると、多くの地域で青年夜学会が行われていることが分かる。また期間を定めて卒業生徒を集め教育補習を行う教育召集という方法をとる小学校も多い。これに対して学校体系内にある小学校補習科や実業補習学校の開設は、その必要を認められながらも、実際には開設数が少ない現状が浮かび上がる。これには愛知郡平針尋常小学校長が、希望としては、「二ヶ年高等の設置か二ヶ年補習を置くことであるが、是れは村の経済に大関係有するから容易には実行出来ない、否到底出来まい⁽²⁹⁾」と指摘しているように、本来の希望としては学校体系内にある施設を整備したいが、財政の關係上出来ないという現実があった。こうして見ていくと、尋常小学校卒業生に対する補習教育の方法は、教育召集、夜学会、補習科、実業補習学校、談話会など数多く、校長間でも意見は様々であり、実業補習学校の設置もその中の一つに過ぎない事が分かる。文部省や県当局としては、普通教育の補習とともに、実業的知識を与える実業補習学校の設置を奨励したが、各郡、各市町

表3-2 尋常小学校卒業生に対する補習教育の現状とこれからの方針

学 校 名	補習科	夜学会	実業補習 学校	教育召集	談話会	その他
愛知郡平針尋常小学校	◎	○		○		
愛知郡香久山尋常小学校		○				
愛知郡広路尋常小学校				○		
東春日井郡赤津尋常小学校			◎			
西春日井郡九之坪尋常小学校		○		○		
丹羽郡布袋尋常小学校	○	○			○	
葉栗郡宮田尋常小学校					○	
中島郡片原一色尋常小学校				○		
中島郡奥田尋常小学校		○				
海西郡開治尋常小学校		○	◎			
知多郡篠島尋常高等小学校		○				
碧海郡吉浜尋常高等小学校		○		◎		
碧海郡一ッ木尋常小学校	◎	◎				
碧海郡中島尋常小学校		○	◎			
幡豆郡一色尋常小学校		○				
額田郡和合尋常小学校		○		◎		◎
西加茂郡三好尋常高等小学校			○	○		◎
南設楽郡長篠尋常高等小学校				○		
渥美郡福江尋常高等小学校						◎
八名郡高山尋常小学校		○		○		

※『愛知県教育会雑誌』第二百十三号 十四—二十一頁「尋常小学校卒業後教育法」より作成。
○は、実際に補習教育として実行しているもの、◎は、現在は実行していないが実行したいもの、補習教育として最良の手段と考えているものを表している。
「その他」は同窓会の設立や、父母との連絡、農業試作場の設置など

村にしてみると、愛知郡平針尋常小学校校長が語るように、学校体系内の施設を新たに整備することは財政的に厳しく、青年夜学会のように、経費のほとんどかからないものを利用したのが実状であった。

三―四 初期実業補習学校のその後

実業補習学校規定改正後、上で見てきたように県内各地に実業補習学校が設立された。それでは、規定改正以前から県内に存在した七つの初期実業補習学校はその後どうなったのであろうか。簡単に触れておきたい。

まず、遠安工業補習学校は、『愛知県学事年報』によると、三十八年度まではその名が見られるが、三十九年度以降姿を消してしまつたため、三十九年度のいづれかの時期において廃校に追い込まれてしまったものと思われる。常滑工業補習学校は明治三十三年四月、徒弟学校規定に基づいて常滑陶器学校と名を変え、徒弟学校へと改組された⁽¹⁸⁾。明治四十年の同校の学則を見ると、目的として、「製陶業に従事する職工たるに須要なる教育を施す所とす⁽¹⁹⁾」とあり、実業補習学校の特徴である、普通科目の補習という目的は姿を消し、実業知識の修得が唯一の目的とされた。作手農林補習学校については、明治三十七年一月二十一日の『扶桑新聞』に「愛知県南設楽郡作手農林補習学校は従来巴村外八ヶ村学校組合立なりしが、何分山間の僻地にして通学上甚だ不便なるを以て、今回各村協議の上従来の各学校に二ヶ年の実業補習学校を附設し、通学の便を図ることに決定せしを以て、同校は来三月三十一日限り廃止し更に巴村、田原村

の二ヶ村組合にて資格を乙種農林学校に進め、是に二ヶ年の農林補習学校を附設し、益々実業教育の普及を図らんとて目下夫々準備中なり」とあり、従来八ヶ村学校組合の経営であったものを、巴村、田原村の二ヶ村組合へと改めて、乙種農学校へと資格を進め、学校組合から外れる村においては小学校に実業補習学校を附設することを決定した。そして、三十七年中に作手農林学校が誕生し、作手村立農林補習学校が附設された。また同じく三十七年に国府町に学校組合立農商補習学校が、三十八年には新城町に町村学校組合立農商補習学校、愛郷村に愛郷村立農林補習学校がそれぞれ設立された。¹⁸⁷一宮実業補習学校は五年間の国庫補助期限が切れる明治三十七年一月、文部省に国庫補助の延長を申請した。¹⁸⁸『愛知県学事年報』によると、明治三十七年以降も中島郡の実業補習学校への四百円の国庫補助が継続されているので、この申請は認可されたと見てよいだろう。四月には、一宮町立男子尋常高等小学校から、一宮高等小学校へと附設の場を移し、それを期に、実業科目である商業科の中に甲、乙、丙の三科を設けることとなった。¹⁸⁹知多郡における西浦実業補習学校と半田商業補習学校は既述のように、明治三十四年、三十六年にそれぞれ廃校に追い込まれている。それぞれ、国庫補助の停止、経費の高さを直接の原因として廃校されたのであるが、そこには郡長の方針が隠されていたことも見逃せない。明治三十六年十二月十五、十六日の『新愛知』は「知多郡農学校存廃問題」と題して、知多郡の実業教育に焦点を当てた記事を掲載している。その一部を紹介しよう。

「…知多郡会が明治三十二年十月の臨時会に於て其（知多郡農学校）増築を必要として幾多の費額を投じたるは注目すべき事柄なり。越えて同三十三年亦郡会の協賛を経て生徒四十余名を収容したり。然

るに同年十月に至り春名郡長新任して中学校の必要を説き実業学校の設置を不必要としたるより郡内の与論は急転して農学校の廃校説に耳を傾くるに至り…」¹⁹⁰というように、春名郡長の新任により、郡の中等教育に対する方針が突如転換してしまったことがわかる。そして「…春名郡長が先づ郡内の酒造業補習学校（西浦実業補習学校のこと）を倒し、次に半田商業補習学校を倒し、次に農学校に及べる期間の消息は如上にして明かなり、為めに知多郡の教育上特に実業上に被りし損害甚だ尠ならず」とし、西浦実業補習学校や半田商業補習学校の廃校も春名郡長の実業教育軽視策の影響であったとしている。額田郡や西加茂郡、碧海郡のように、郡長の強い指導力によって実業補習学校が発達を遂げた郡もあれば、同じく郡長の影響によって、実業教育全体が低迷してしまう例もあるという対比があり、この時期、良い意味でも悪い意味でも郡長は強い影響力を持っていたと言える。

以上のように、初期実業補習学校のその後を追った。こうしてみると、実業補習学校としての組織をそのまま維持したのは熱田実業補習学校ただ一つであり、遠安、半田、西浦の各実業補習学校は廃校へと追いやられ、作手、常滑はそれぞれ乙種農学校、徒弟学校へと資格を進めた。一宮実業補習学校は国庫補助の延長によってその命脈を保ち、組織は実業補習学校のまま維持されたが、甲、乙、丙の三科を持つ組織へと発展したと考えられる。

愛知県における初期実業補習学校は、地域の重要産業を持つ地域に開設され、例えば作手農林補習学校で一週二十八時間の課程のうち十六時間を理科大意、耕耘、害虫、肥料などの「実業要項」に割いていることからわかるように、補習教育機関というよりは実業教育機関に近い性格を持っており、また西浦実業補習学校において、商業や醸造と

いった実業科目以外に英語を課していること(194)から分かるようにその教育程度は拡大期の実業補習学校に比べればかなり高かったことは既に確認した。しかし、繰り返しになるが、このような実業的程度の高い教育は国庫補助があつて初めて成り立っていたのである。よつて、明治三十五年に実業補習学校規定が改正され、その訓令の中で国庫補助をしない方針が明確にされて以降、そのままの組織を維持するのが難しいのは当然であつた。こうして、初期実業補習学校は、ある学校は乙種農学校や徒弟学校へと資格を上げて、実業的な教育程度を維持する動きを見せ、またある学校は、経費の問題から廃校に追い込まれ、残つたものは拡大期実業補習学校の中へ埋没していくこととなつた。

おわりに

これまで見てきたように、愛知県における初期実業補習学校は実業教育費国庫補助法による国庫補助に支えられ、専任教員を持ち、低度実業教育機関としては程度の高い教育を実現し、実業教育機関としての役割を果たした。また愛知県は国庫補助総額、交付学校数ともに全国一位であり、文部省の実業教育政策に沿つた模範的な発展型を示していた。しかし、反面、高い経費がかかり、国庫補助に依るところが大きいために、その量的な広がりという意味では他府県と同様に低迷し、半田商業補習学校や西浦実業補習学校のように廃校に追い込まれる実業補習学校も存在した。そして明治三十四年から三十五年にかけての菊池文相期に、実業補習学校への国庫補助消極策が実行され、また実業補習学校規定改正により、地方によつてその量的な広がりを求められるようになる。愛知県はこの規定改正に伴つて全国でもいち早

く訓令を發布し、同時に学生の父母にまで諭告という形で実業補習学校の意義を鼓吹し、また小浜視学官を中心に、各郡市町村に実業補習学校の設置を促すなど他府県には見られないほどの積極的な姿勢を示した。しかし、そんな県の積極姿勢とは裏腹に実業補習学校の量的な広がりには各郡で足並みがそろわなかつた。額田郡や西加茂郡、碧海郡のように県の積極姿勢に呼応して、積極的な奨励をした郡は少数であり、知多郡や海東郡、葉栗郡では従来からの青年夜学会に郡費補助を与えて補習機関としての役割を任せ(195)、こうした郡においては一部の町村の自主的な動きによつて実業補習学校が設立されることはあつたが、郡単位で一斉に設立されるようなことはなかつた。西加茂郡では有吉郡長、碧海郡では脇屋郡長の就任後から実業補習学校の設立の動きが活発になつており、郡長の主導による小学校長会で実業補習学校附設の方針であつたり、教科書の選定が話し合われたりするなど、郡内の小学校長を取り込み、また西加茂郡や、額田郡などは教育補助費を実業補習学校設置町村に支出するなど郡会の協力を得るなど、郡長を中心にして郡の教育や行政に関わる人物の協力があつて初めて実業補習学校が郡内に一斉に広がることを可能とした。それ故に郡長の積極姿勢がありながらも、郡会議員の支持を取り付けられなかつた東加茂郡では実業補習学校の発達は見られなかつた。また知多郡のように郡長が実業補習学校の必要を認めつつも、その発展は各町村に任ずるという形で放任した郡においても、明治三十年代における実業補習学校の発展は見られない(196)。

このように、規定改正以降は地方に放任するという形になつたが故に、愛知県としては、実業の発達に比して学理の発達が遅れているという認識のもとに、実業機関としての実業補習学校の発達を促した(197)。

しかし、実際に実業補習学校の発達の成否を握っていたのは各郡であった。実業補習学校の発展は郡長に依るところが大きいという事実は『島根県近代教育史』に記述が見られるが、少なくとも愛知県においては東加茂郡の例から分かるように、それだけでなく、郡会議員、小学校長など、郡長を中心とした郡内有力者の協力が欠かせなかったことが指摘できる。明治期の拡大期実業補習学校は、数字としては急拡大を遂げているが、それは各町村の積極的な開設の動きに依るのではなく、一部の郡による、郡内有力者が一体となった積極的奨励の結果であった。逆に言えば、この時期、郡による積極的奨励なしに、実業補習学校が急拡大することはなかったというのである。実業補習学校を「実業の教科を主脳とし併せて普通教育の補習を為し両者共に其の目的を達する」というように、実業を主脳とした形で経営しようとするれば、専任教員の存在は欠かせなかった。しかし、明治三十年代においては、実業補習学校の専任教員養成機関は各府県には存在せず、実業補習学校の数的拡大に追いつかなかった。また、経営する町村にしても、専任教員を持つ実業補習学校を持つことは財政的負担が大きすぎた。このように専任教員の不足、町村財政の問題から、効果が望めない実業補習学校を開校するよりは、費用もほとんどかからず、ある程度の代替的機能を担うことのできる青年夜学会へと傾斜したのが自然であった。こうして、実業補習学校はその必要性を認められつつも、郡による補助規定などの積極的奨励がない限りは一部の町村を除いては開校されることはなかったのである。

はじめに、述べたように、佐藤守は明治期における実業補習学校の展開を、低度実業教育から中等実業教育への転換として捉えている。たしかに、文部省としては、明治三十五年の実業補習学校規定改正に

伴う文部省訓令第一号の中で、「今日実業補習学校と称するものにして往々高等小学校の教科に幾分の変更を施したるに過ぎざるが如きものあるは頗る遺憾とする所なり」とした上で、以降は実業科目を主脳とするよう求めたことからわかるように、実業補習学校に期待する役割は、義務教育の補完から簡易実業教育へと次第に転換していく。しかしこれはあくまで文部省当局者の思惑であり、地方の実状となると別の問題であった。今まで見てきたように、愛知県においては実業補習学校の明治期における展開は、むしろ中等実業教育から低度補習教育へと展開を示している。それは、尋常、高等小学校への就学率の上昇の反面、高等小学校や中学校では半途退学者がかなりの数に上り、学力補習の必要性があったこと、壮丁学力検査の導入によつて、壮丁準備教育の重要性が高まったことなどの理由から来るものであった。

初期実業補習学校では、専任教員を迎えることで、質の高い教育程度を実現していた。しかし、三十五年の実業補習学校規定改正による実業補習学校の量的拡大と、国庫補助に依らない少額の経営を同時に求められた拡大期において、専任教員を確保するのは困難であり、愛知県において明治三十七年度に専任教員を持つ実業補習学校は、遠安、熱田、作手、一宮、岡崎、安城、東境のわずか七校という有様であった。三十年代後半において、県内に実業補習学校教員を養成する機関は存在せず、教員養成は大きな課題となっていた。明治三十九年三月に開かれた三河全国高等小学校長会議の場で深野知事が「実業補習学校施設上適切なる方法如何」という諮問を出し、それに対する答申の中で、教員養成に関しては、「師範学校内に特設すること、教育養成の機関を設けること」というように、既存の師範学校に教員養成

の特設科を設ける、若しくは新たに教員養成機関を設ける、という両面から考えていることがわかる。しかし、明治三十九年五月の愛知県第二部長から各郡市長への通牒の中に、「実業補習学校改善の方法」というものがあるが、その中では教員に関して、「(一) 特殊の職業に關する事項の教員は臨時雇聘又は数校聯合にて採用する途を講ずべきこと、(二) 郡巡回教師に実業科教授を委託すること⁽²⁰⁵⁾」というように、教員養成というよりは、巡回教師などによってその場を補いたいという姿勢が見て取れる。その後も現場の小学校校長らによって、実業補習学校教員養成機関設立の要請は続いたが、その整備は遅れ、明治四十一年四月二十七日になってようやく、愛知県立農林学校内に農業科教員講習科⁽²⁰⁷⁾が新設され、その役割を担うことになった。しかし、小学校教員を対象とする甲種講習科では、その講習期間は二週間乃至五週間という短期間であり、十分な効果を収めることは困難であったことが想像できる。また甲種において対象とするのは小学校教員であり、実業補習学校の兼任教員の養成が目的であり、専任教員の養成は主目的とはされておらず、表4-1からわかるように、専任教員の数は一向に増えない。

実際に、実業補習学校が量的にも質的にも完成の域に入ったと言えるのは大正七年以降であった。大正七年一月に愛知県では「実業補習学校施設標準」を示し、その中で、「各部落夜学会は漸次改廃して実業補習学校となすこと」というように、青年夜学会を廃止して、実業補習学校へと改変するように指示が下された⁽²⁰⁸⁾。これによって、大正六年度には百七十一校であった実業補習学校が、大正七年度には、三百三十五校へとほぼ倍増した。またそれと期を同じくして、大正六年十二月を以て、愛知県立農林学校の農業科教員講習科は組織を変更し、

表4-1 愛知県における実業補習学校教員の内訳

年	教員数	専任数	兼任数	専任率 (%)	1校当り専任教員数
明治32	18	14	4	77.7	2.8人
37	150	11	139	7.3	0.14人
40	174	21	153	12.1	0.28人
41	224	12	212	5.4	0.17人
42	269	13	256	4.8	0.17人
43	240	13	227	5.4	0.16人
44	257	14	243	5.4	0.16人
大正 1	279	12	267	4.3	0.14人
2	268	14	254	5.2	0.16人
3	320	15	305	4.7	0.16人
4	376	19	357	5.1	0.17人
5	65	33	422	7.3	0.26人
6	637	41	596	6.4	0.24人
7	1446	89	1357	6.2	0.27人
8	1887	133	1754	7	0.31人
9	2093	160	1933	7.6	0.36人
10	3231	172	3059	5.3	0.38人

※明治三十二年、三十七年は『愛知県学事年報』より作成した。

明治四十年以降は『愛知県統計書』より作成した。

明治三十二年以前、三十三年から三十六年、三十八年、三十九年は、専任教員に関する統計がない、または正確でないとと思われるので掲載していない。

翌四月より、修業年限一ヶ年、教員経験者を対象とした、農業補習学校教員養成所が県立農林学校内に新設された。⁽²⁰⁾ その一週の課程は修身

(一)、教育(三)、農業(十八)、法制及び経済(三)、国語及漢文

(二)、英語随意(二)、体操(一)、農業及び教育学習(無定時)とい

うものであり、⁽²¹⁾ 農業科目が大多数を占め、また教授法を教える教育が

含まれるなど、教員養成の機能が整えられていることが目をひく。岡

田洋司は昭和十一年の時点で、愛知県における農業補習学校専任教員

六百二十一人のうち、六割強が実業補習学校教員養成所(農業補習学

校教員養成所から大正十年に改称)の出身だったことを明らかにし

ている。⁽²¹⁾ このように、教員養成機関が整備されたことによって、次第

に実業補習学校の質的側面が整備され、表4-1からわかるように、

大正九年には三校に一校は専任教員を持つまでになった。そして同時

に、青年夜学会を学校体系内に取り込むことで、ようやく実業補習学

校は、量的にも質的にも完成の域に達したと言える。それ故、本稿で

対象とした明治期後半の拡大期実業補習学校は、量的には財政面での

手軽さから青年夜学会等による補完を必要とし、質的には小学校教員

の兼任に依らざるを得なかったことを考えれば、実業教育機関として

は不備であったと言わざるを得ない。初期実業補習学校は、国庫補助

に依存しつつも、教員の質という意味では、専任教員を持ち、高い教

育程度を実現していた。しかし、拡大期実業補習学校では、量的発達

も不十分で、質的にも初期実業補習学校に劣るものとなってしまった。

量的にも質的にも愛知県において実業補習教育が完成の域に達したと

言えるのは、青年夜学会を实業補習学校へと改変し、愛知県立農林学

校内に農業補習学校教員養成所を設けた大正七年以降にまで持ち越さ

れることとなった。

※史料に関して、旧字はできる限り常用漢字に、片仮名は平仮名に改め、句読点のないものについては補った。

(1) 小学校令の中で、「徒弟学校及実業補習学校も亦小学校の種類とす」というように、実業補習学校は小学校の一種と規定された。

(2) 愛知県の明治期における実業補習学校の研究は、愛知県教育委員会編『愛知県教育史』第三卷 近代一(愛知県教育委員会 昭和四十八年)の第三章(明治後期の教育)の第四節(中等教育)の五「実業補習学校」(七百九十一―八百一頁)のみである。それによると、明治期の実業補習学校の展開について実業補習学校規定の成立から規定改正までを「草創期」、規定改正以後を「普及期」とわけ、草創期に関しては、「それぞれの地域の産業と密接な関連をもって成立した」(七百九十二頁)とし、また草創期と普及期の比較として「草創期には中等教育機関としての性格が強かった実業補習学校は、次第に小学校の継続教育機関としての機能を持つものに転換している」(八百一頁)と指摘する。

ただ、愛知県における実業補習学校の展開について言及しているものはいくつかある。例えば竹内常善「地域経済の変容と実業教育制度―三河安城地域を中心に―」(近代日本研究会編『地域史の可能性・地域・日本・世界』(山川出版社 平成五年)では、愛知県の実業教育の展開について「実業補習学校や農業教育に傾斜しながら後の一大工業県への道を辿った愛知県実業教育の展開は、やや特異な性格を有している」(二八二頁)とし、実業補習学校や農業教育に傾斜しながらも一大工業県への道を辿った愛知県の実業教育の特異性を指摘している。

また個々の実業補習学校の研究としては、明治三十三年設立の西浦実業補習学校について地域の酒造業との関わりから論じた、内田純一「明治期知多地方における酒造業と実業教育機関―西洋醸造技術の移入を通して―」（名古屋大学教育学部教育史研究室編『教育史研究室年報』第八号 平成十四年）があり、その不十分な実態について言及している。

また大正期に関しては、安城地域に限定したものであるが、岡田洋司『大正デモクラシー下の『地域振興』―愛知県碧海郡における非政治・社会運動的改革構想の展開―』（不二出版 平成七年）の第四章「地域振興の主体としての農業・農産教育」がある。

ここでは、「農業補習教育をはじめとする農業・農村教育は、一方では、地域振興のない手を養成するものであったと同時に、それ自体が地域振興の主体であり、地域振興におけるその役割は大きかった」（百六十五頁）として、地域振興の担い手養成と同時に、それ自体地域振興ともなっていたと農業補習学校を積極的に評価している。

(3) 佐藤守「実業補習学校制度の成立と展開―わが国実業教育における位置と役割―」（豊田俊雄編『わが国産業化と実業教育』第二章所収 国際連合大学 昭和五十九年）実業補習学校成立前史から昭和期の青年学校にいたるまでを、実業補習学校規定の成立から、その改正に至るまでの前期実業補習学校（明治二十六―三十五年）、改正実業補習学校規定の成立から、さらなる改正に至るまでの中期実業補習学校（明治三十五―大正九年）、そして青年学校令の公布によって実業補習学校が廃止されてしまう後期実業補習学校（大正九―昭和十年）の三期にわけ、文部省の政策や、

学校体系の中での位置づけの問題を中心にして俯瞰している。本稿で対象とする前期と中期の実業補習学校については、前期に關しては「小学校との関係が密接であって、そのためにこの初等実業教育機関は同時に初等普通教育を補完する役割をになう」（九十一―九十二頁）性格を持つものであると指摘し、中期に關しては、「実業学校令の公布によって実業補習学校は小学校の種類から実業学校の種類として格上げされていったのであるが、かならずしも中等実業教育機関として明確に位置づけられるというものではなかった。中等実業教育機関としては甲種、乙種の実業学校および徒弟学校があり、実業補習学校はこれらの中等実業教育機関と初等教育機関との中間的性格を帯びていた」（九十二頁）とし、「小学校教育の補完的役割から脱却し」（九十二頁）たとして、前期における普通教育の補完的役割から脱却し、「最下位の実業学校」（八十八頁）として位置づけられたとしている。つまり前期から中期への展開は、普通教育の補習機関から最下位の実業教育機関への変容として理解されている。

(4) 「初期実業補習学校」「拡大期実業補習学校」という表現に特に意味はないが、佐藤守、『愛知県教育史』のどちらの立場にも依拠せず、中立的に捉える為に、両者の実業補習学校に対する表現を避けた。

(5) 煙山英俊「秋田県における実業補習学校について」（『秋田県公文書館研究紀要』第十三号 平成十九年）では秋田県仙北郡について「他地域に比べ、設立の動きが先行した理由については今後の課題としたい」として、仙北郡における実業補習学校の設立の先行を指摘するにとどまっている。

- (6) 前掲、『愛知県教育史』第三卷 近代一 七百九十九頁
- (7) 学校体系にとらわれず、広く補習教育機関との関わりの中で実業補習学校を位置づけた研究として、坂口茂『明治・大正期における勤労青少年教育政策史雑考（実業補習学校制度の展開過程）』（株）ワークワン 平成四年）がある。坂口氏は、中央政府のとった教育政策なり施策に関する先行研究は多いが、各地方自治体、特に郡市町村段階でどのように展開したかという実証研究は少ないという問題意識の下に、実業補習学校が如何に各地方自治体段階で展開したかを解明することを目的としており、明治期の実業補習学校に関しては、設置校数の割に内実が伴わず不振であり、大正末期に青年会の活動に係る私設補習教育機関である青年夜学会を取り込む中で実業補習学校は発展していったという立場をとっている。
- (8) 愛知県教育会編『愛知県教育会雑誌』第八十四号 明治二十七年四月 二十五―二十六頁「遠島七宝焼業に関する調査」
- (9) 同上
- (10) 七宝町郷土史研究委員会編『七宝町史』（七宝町 昭和五十一年） 百七十九頁
- (11) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第八十四号 明治二十七年四月 二十六頁「遠島七宝焼業に関する調査」
- (12) 同上
- (13) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第三百号 明治二十九年十一月 三十頁「工業補習学校功労者」には、「海東郡宝村林伝十郎氏は実業学校創設上尽力尠なからざりし由は予て聞及び居りしが今回遠島七宝組合頭取太田友右衛門氏より功労表彰の為め功労章一個を受領せられたり」とあり、また愛知学芸雑誌社編『愛知学芸雑誌』第八十四号 明治三十二年九月二十八日 二十八頁「林伝十郎氏」では、遠安工業補習学校設立の功績を称えるために、碑を建てるという記事が記されており、遠安工業補習学校設立は林伝十郎の力に依るところが大きかった事が分かる。
- (14) 前掲、『七宝町史』 百五十頁
- (15) 前掲、『愛知県教育史』第三卷 近代一 七百九十二頁
- (16) 愛知県教育委員会編『愛知県教育史』資料編 近代二（愛知県教育委員会 平成元年十一月） 六百四十四頁
- (17) 前掲、『愛知県教育史』第三卷 近代一 七百九十四頁
- (18) 前掲、『愛知学芸雑誌』第八十四号 明治三十二年九月二十八日 二十八頁「林伝十郎氏」
また、松原又重編『第四回内国勸業博覧会受賞名鑑』（中興社 明治二十八年七月）九十四―百一頁によると、愛知県における受賞者百六十四人のうち、一割ほどに当たる十六人が七宝焼関係の作品によって受賞していることがわかる。ただし、そのうち遠安工業補習学校生徒が何人含まれているのかは判然としない。
- (19) 常滑市誌編さん委員会編『常滑市誌』（常滑市 昭和五十一年） 八百十三頁
- (20) 前掲、『愛知県教育史』第三卷 近代一 七百九十一―七百九十二頁
- (21) 内田純一、前掲論文
- (22) 前掲、『愛知学芸雑誌』第五十一号 明治二十九年三月二十五日 「織物補習学校の計画」
- (23) 前掲、『愛知県教育史』第三卷 近代一 七百九十二頁

- (24) 内閣官報局編『明治年間法令全書』明治二十六年 第三卷 百五十六頁
- (25) 文部省総務局文書課『日本帝国文部省第二十七年報 自明治三十二年至明治三十三年』(同省 明治三十三年十二月)
- (26) 碧海郡教育会編『碧海郡移動教育品展覽会紀念号』(碧海郡教育会 明治四十四年十月)
- (27) 文部省総務局文書課『日本帝国文部省第二十八年報 自明治三十三年至明治三十四年』(同省 明治三十五年四月) 六百二十一—六百四十二頁
- (28) 前掲、『愛知県教育史』資料編 近代二 六百四十六頁
- (29) 同上、六百五十頁
- (30) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第九十一号 明治三十六年三月四十頁「東加茂郡通信」
- (31) 愛知県『愛知県学事第十九年報 自明治三十八年四月至明治三十九年三月』(以降、『愛知県学事十九年報』と記す。同県 明治四十年六月) 百四十六頁
- (32) 前掲、『愛知県学事第十九年報』より計算した。
- (33) 前掲、『愛知県学事第十九年報』 百四十六頁によると、実業補習学校校経費総額は六千九百五十八円である。
- (34) 東京工業学校『東京工業学校工業教員養成所一覽 明治三十二年至三十三年』(同校 明治三十二年十二月) 九十頁
- (35) 常滑市誌編さん委員会編『常滑市誌』文化財編(常滑市 昭和五十八年) 八十六頁
- (36) 飯岡桂太郎他『清酒醇母之研究』(内田商店 明治三十六年)
- (37) 愛知県『愛知県学事第十四年報 明治三十三年分』(同県 明治三十五年六月) 百三十七頁
- (38) 愛知県史編纂委員会編『愛知県史』資料編三十四 近代十一(同県 平成十六年) 三百五十一頁
- (39) 川端玉三郎『農業教科書 高等小学校用』(明治三十年)
- (40) 前掲、『愛知県教育史』資料編 近代二 六百四十九頁
- (41) 松田鶴太郎編『銀行簿記詳解』(市立名古屋商業学校 明治三十三年五月)
- (42) 前掲、『愛知学芸雑誌』第六十七号 明治三十年十一月十日 三六—三十七頁「熱田実業補習学校」、愛知県『愛知県学事十二年報 明治三十一年分』(同県 明治三十三年四月) 五十頁
- (43) 前掲、『東京工業学校一覽』八十七頁
- (44) 小倉政次郎編『第五回内閣博覧会受賞人名録』(東浪館書房 明治三十六年九月) 二百七十七頁
遠安工業補習学校の他にも、作手農林補習学校が、「教育方法及製品農林学校教育標本」を出品して同じく褒状を与えられているほか、徒弟学校へと改組した常滑陶器学校にも褒状が与えられている。
- (45) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第九十号 明治二十七年十月 十八頁「昨今の教育に付きての所感」
- (46) 文部大臣官房文書課『大日本帝国文部省第二十二年報 明治十七年』(同省 明治二十八年十二月) 七頁
- (47) 前掲、『愛知学芸雑誌』第四十五号 明治二十八年九月 三十頁「工業補習学校へ派出」
- (48) 内田糺『実業学校令の成立に関する一考察』(日本教育学会編『教育学研究』第三十九集第一号 昭和四七年)

(49) 扶桑新聞社『扶桑新聞』明治三十八年四月一日「愛知県下の実業補習学校」

(50) ただ、明治三十五年の実業補習学校規定改正以後、農業補習学校へ傾斜するのは全国的な特徴であり、愛知県においてのみのことではない。だが、初期において商工業へ傾斜した愛知県ですら、拡大期においては農業へ傾斜するという事実は興味深い。

(51) 前掲、『日本帝国文部省第二十八年報』六百二十二頁—六百二十三頁

(52) 例えば、沖愛知県知事は明治三十二年一月の演説の中で、「本県の実業は其種類が多くて且今日迄の処にては相応の発達をして居る…」(前掲、『愛知県教育会雑誌』第四百四十一号 明治三十二年一月 二十五—二十六頁)と指摘している。

(53) 知多日報社『知多日報』明治三十六年二月十四日

(54) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第五百五十二号 三十三頁「地方長官召集に際し文部大臣訓示」

(55) 前掲、『日本帝国文部省年報』各年によると、初期実業補習学校への府県費補助は明治三十年、三十一年に佐賀県、三十三年に栃木、三十四年に千葉、愛媛、熊本などで見られる。郡費補助に関しては、明治二十八年から三十年にかけて愛知県海東郡が遠安工業補習学校に二十円から三十円の補助をしているのが最初であり、三十一年以降、佐賀、静岡、奈良、長野、石川などの県の一部の郡で少額の補助が見られる。

(56) 東海日日新聞社『東海日日新聞』明治三十五年二月十八日

(57) 前掲、『愛知県教育史』第三卷 近代一によると、明治三十四年度において私立実業補習学校は0校になっている為。

(58) 内田徹「東京高等工業学校附設工業教員養成所による工業学校

教員の養成と供給に関する量的分析」(『産業教育学研究』第三十四卷第二号 平成十六年七月)によると、明治年間に工業教員養成所本科卒業生三百十三人のうち、実業補習学校に教員として就職したのは、常滑工業補習学校の横田惣太郎、熱田実業補習学校の西山峻を含めて十三人にすぎず、多くは東京工業学校を初めてした地方工業学校へと就職している。そうした中で、常滑、熱田で工業教員養成所卒業生を教員として迎えたということは、他府県に比べて実業補習学校がより実業学校に近い教育程度の高さを実現していたことを示していると考えられる。

(59) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第九十号 明治二十七年十月 十八頁「昨今の教育に付きての所感」

(60) 同上

(61) 新愛知新聞社『新愛知』明治三十四年六月九日「新文相の演説」

(62) 同上

(63) 開発社編『教育時論』五百八十四号 明治三十四年七月五日 三十一—三十二頁「菊池文相の訓示」

(64) 同上

(65) 前掲、『日本帝国文部省第二十八年報 自明治三十三年至明治三十四年』四百七十九頁

(66) 文部省総務局文書課『日本帝国文部省第二十九年報 自明治三十四年至明治三十五年』(同省 明治三十六年四月) 四百九十、四百九十一頁

(67) 前掲、『教育時論』第六百三十七号 明治三十五年十二月二十五

日 三十三頁「政府と実業学校」

(68) 各年『日本帝国文部省年報』

(69) 岐阜県教育委員会『岐阜県教育史』通史編 近代二(岐阜県教育委員会 平成十五年三月) 三百五十二頁

(70) 内田札、前掲論文二十六頁

(71) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第百五十九号 明治三十三年七月には、「実業教育の発達を図り之が施設の完成を期するは実に今日の急務にして主務省に於ても実業学務局を置くに至れり」とあり、実業学務局の設置が文部省の実業教育奨励に対する意思表示であるということは地方においても認識されていた。

(72) 前掲、『教育時論』第五百四十二号 明治三十三年五月五日 十三頁「実業教育局の計画」

(73) 前掲、『教育時論』第五百九十一号 明治三十四年九月十五日 三十四—三十五頁「実業学校令の改正に就て」

(74) 前掲、『教育時論』第五百九十九号 明治三十四年十二月五日 三十五—三十六頁「実業補習学校規定改正に就て」

(75) 既述の木場貞長の演説の中でも、明治二十六年制定の実業補習学校規定について「全国画一の学校を建てる方法は執らず、規定の範囲を広くしてあります」(『愛知県教育会雑誌』第九十号 十九頁)と言っているように、文部省としては実業補習学校規定を窮屈、秩序的な規定であるとは認識していなかった。

(76) 前掲、『教育時論』第五百九十九号 明治三十四年十二月五日 三十四—三十五頁「高等教育会議諮問案」

(77) 前掲、『教育時論』第六百号 明治三十四年十二月十五日 四十八頁「高等教育会議」

(78) 改正実業補習学校の全文を示すと、

「第一条 実業補習学校に於ける教科目は修業期間及び教授時数は土地の情況に依り適宜之を定むべし

第二条 実業補習学校に於ては土地の情況及職業の種類繁閑等に依り生徒の修業に最も便宜なる時間及季節を選び教授すべし

第三条 実業補習学校の教科目は修身、国語、算術及実業に関する科目とす。但し修身は国語に附帯して教授することを得

前項の教科目中国語、算術は之を欠き又は土地の情況に依り他の教科目を加ふることを得

修身、国語、算術及前項に依り加ふる教科目は之を随意科目と為すことを得

国語は読書、作文、習字に算術は筆算珠算に分ち生徒各自の志望に依り其の一事項若は数事項を教授することを得

実業に関する科目に就きても便宜数事項に分ち生徒各自の志望に依り其の一事項若は数事項を教授することを得

第四条 実業に関する科目は左に掲ぐる事項より選択し又は便宜分合して之を定むべし

一 工業に關しては物理、化学、図画、模型、幾何、製図、図案、力学、材料、工具、製作の類

二 農業に關しては物理、化学、博物、土壤、肥料、作物、耕耘、農具、病虫害、園芸、養蚕、家畜、造林、丈量の類

三 水産に關しては物理、化学、博物、地文、漁労、製造、養殖、漁船運用の類

四 商業に關しては商業算術、商業書信、商事要項、商品、商業地理、簿記、商業に關する法令、外国語の類

前項の外或る職業の爲に便宜其の科目を定むることを得

第五条 実業補習学校に入学する者の資格は年齢十年以上学力尋常小学校卒業以上に於て之を定むべし。但し尋常小学校を卒業せざるも年齢を過ぎたる者に限り特に入学せしむることを得

第六条 実業補習学校は小学校、実業学校又は其の他の学校に附設することを得

第七条 実業補習学校の学則中に規定すべき事項凡左の如し

一 学校の目的
二 修業期間に関する事項

三 教授の季節に関する事項

四 休業日に関する事項

五 教科目及其の程度に関する事項

六 教科目の教授時間及時数に関する事項

七 入学退学に関する事項

八 授業料等に関する事項

第八条 実業補習学校に於ては教科目、教授時数及学級数に應じ相当の教員を置くべし

第九条 実業補習学校の教科目、修業期間、教授時数及季節は道府県立にあらざる公立学校にありては管理者、私立学校にありては設立者に於て地方長官の認可を受け之を定むべし。但し

国庫の補助を受くる学校に關しては此の限に在らず

第十条 実業補習学校の名称には補習学校の文字を附すべし

附則

第十一条 本令は明治三十五年四月一日より施行す

第十二条 明治二十七年文部省令第二十六号中「実業補習学校」

を削る

〔参照〕

明治二十七年十二月十一日文部省令第二十六号は徒弟学校実業補習学校に於ては便宜体操を加ふることを得るの件なり

(79) 前掲、『教育時論』第五百九十九号 明治三十四年十二月五日 三十五—三十六頁「実業補修学校規定改正に就て」

(80) 前掲、『明治年間法令全書』明治三十五年 第五卷 五頁

(81) 愛知県『愛知県公報号外』第八百九十五号(同県 明治三十五年二月十四日) 一一二頁

その全文を掲げると、

「今般実業補助習学校規定を改正して其の本質を明にすると同時に施設の順序方法等を一層簡易切実ならしめらる。夫れ実業補助習学校は小学校を卒業して実業に従事し又は従事せんとする子弟に対して職業に要する知識技能を授くるの傍普通教育を補習する緊要の施設たり。従来本県下に於て之を施設するものなきにあらずと雖も未だ僅に指を屈するに止まるは蓋其の性質価値の未だ十分に理解せられざるに由るもの尠からず誠以て遺憾とすべし。

抑実業補習学校は其の性質経費に敢て多額を要するにあらず、其の教員必しも専門家たるを俟たず、教科目修業年限並教授時間等も亦多種多様長短不同適宜に設定するを得るが如き之を普通学校に比し大に其の趣を異にせり。帰する所土地の情況修学の便宜に適應するを主とし家庭工場若は商店ち内外相応して実業の發達に資せしむるに在り。

本県下現に小学校に普通の補助習科を附設せるあり、或は比年高等小学校の増加あるが如き何れも教育の進歩の兆にあらざるな

しと雖も単に普通教育の上進のみを以て教育の発達と称す可からざるは言うを俟たず。尋常小学校を卒業して高等小学校、中学校に入学するも半途にして退学する者頗多きは其の原因一ならずと雖も要するに家庭の事情之を許さ、るに由るもの最も多きに居る。是等多数の子弟を收容する為め公私立を問はず実業補習学校の設立は極めて緊要なるに依り、勉めて之が施設を計画奨励すべき且尋常小学校以外に新に学校を設け若は補習科を置かんとする場合には深く得失を較量して施設其の当を失せざらしむべく、又徒弟学校は尋常小学校卒業後普通教育を受くることなくして実業に従事せる子弟に対して職業に要する知識技能を授け将来確実の方向を与ふるものにして実業補習学校と稍其の性質を異にすと雖も亦重要な施設に属す。宜しく土地の情況に依じて適切な選択を為して以て実業教育の発達を図るべし。」

内容はともかく、実業補習学校のことを「実業補助習学校」と誤つて記載していることから、当時その存在は当局者においても正しく認識されていなかったことが分かる。

(82) 前掲、『愛知県公報号外』第八百九十五号 二—三頁

「凡そ世の父兄其の子弟をして高等の學術を修めしめ将来の榮達を冀望するは固より其の情なりと雖も一家の事情終に之を許さ、るものあるをも省ずして其の去就を漫にするが如きは却て子弟の方向を誤り悔を後日に遺すの基とならん。故に尋常小学校卒業以上の子弟を更に他の学校に入学せしめんとするに方りては父兄たる者予め能く子弟の性質、志望は勿論學資の供給家庭の境遇當をも熟慮して、相応の学校を選択し而後始めて入学を決すべきは緊要の注意なりとす。然るに一旦入学したる学校を志望変更學

資欠乏其の他家庭の事情に因り半途退学するに至るもの尠しとせず。高等小学校、中学校に於て最も其の多きを見る。是れ多くは後日の不幸を招くの本にして誠に遺憾とする所なり。斯の如きは従来各種の学校未だ□く備はらざるに因るものあるべしと雖、抑亦父兄が当初に於て子弟の就学に関する緊要の注意を欠けるに由るもの多からずとせず

夫れ身を立て国に奉ずる其の途一成らず。一身一家の事情固より差別あり各自の分に依り高等の學術を修むるも又は実業の技能を養ふも其の途異にして歸する所一なり。惟ふに前途多くの歳月と學資を費して高等の學術を修むる固より甚可なりと雖苟も一身一家の事情之を許さ、る者に在りては自省て実業の知識技能を養ひ以て父祖の箕囊を継ぎ世務の通達に従事するの計を為すも亦宜しく時下の急務なり。

今や政府に於ては実業教育の振興に意を用ひ殊に今般実業補習学校規定を改正して簡易適切なる実業教育を普及せしめんことを期せらる。蓋国運拡張の要道にして実に刻下の急務なり。特に本県は海道の衝に当り交通の便利なる物産の豊富なる産業の前途極めて有望の地位たるを以て各種実業の教育を普及せしめ多数の少年子弟に確実の方向を与へ地方の福利を増進せんことに深く思を致さ、る可からず。父兄たる者は此の意を体し各自資力家情等に依じて子弟教育の選択を慎み苟も後日の悔を遺さ、らんことに留意すべし。」

(83) また、訓令、論告は『扶桑新聞』（二月十六日）『新愛知』（二月

十六日、十七日）『東海日日新聞』（二月十八日）など当時の愛知県における主流新聞や、『愛知県教育會雜誌』（第一百七十九号 明

治三十五年三月)に全文掲載されており、多くの人間の目に触れたことが容易に想像できる。

『新愛知』明治三十五年七月二十六日の記事では、「…本年四月(二月の間違いか)県公報を以て懇切に実業補習学校設置の必要を告示し、次で小浜視学官は各郡市に出張し告示に基きて敷衍遊説する処ありしより、県民も大に其必要を感じ昨今追々各郡町村に於て新設を見るに至りたり。」として、後に見る小浜視学官の遊説と共に、県公報による実業補習学校設置の告示が、郡市町村における実業補習学校の設置に大きな役割を果たしたことを指摘している。

(84) 前掲、『愛知県教育史』第三巻 近代一 五百六十五頁、五百七十六頁

(85) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第二百七号 明治三十八年七月 五頁「某教育家の二部教授談」によると、例えば名古屋市では、三十三年に高等小学校に入学した生徒千九百八十二人のうち、三十六年三月に卒業した生徒は六百五十四人であり、高等小学校入学生約三分の二が半途退学しているという現状が浮かび上がる。

(86) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第四百十一号 明治三十二年一月 二十五頁「教育施設の方針」

(87) 安城農林学校の設立の経緯やその実態については、山下英一「安城農林学校―創立と地域産業への貢献―」(豊田俊雄編『わが国離陸期の実業教育』国際連合大学 昭和五十八年)に詳しい。

(88) 例えば、『新愛知』明治三十五年二月十六日の記事には、「…予てより実業教育に熱心なりし小浜視学官は此好機を利し来る十八日より愛知郡を始として県下各郡市に出張し郡会議員、町村長、

教育家を召集し同訓令諭告に基き大に県民の実業熱を鼓吹せん筈なり」とある。

(89) 前掲、『新愛知』明治三十五年二月二十六日「西加茂郡教育会総集会」

(90) 前掲、『東海日日新聞』明治三十五年二月二十七日「東加茂郡雑粗」

(91) 前掲、『新愛知』明治三十五年二月二十八日「渥美郡教育会」

(92) 前掲、『新愛知』明治三十五年三月十三日「大田島通信」

(93) 同上

(94) 前掲、『東海日日新聞』明治三十五年三月二日「愛知郡教育会」

(95) 前掲、『東海日日新聞』明治三十五年三月四日「東加茂郡近況」

(96) 前掲、『新愛知』明治三十五年七月二十六日「本県の実業補習学校」

(97) 前掲、『東海日日新聞』明治三十五年二月二十七日「東加茂郡雑粗」

(98) 前掲、『東海日日新聞』明治三十五年三月四日「東加茂郡近況」

(99) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第百九十一号 明治三十六年三月 四十頁「東加茂郡通信」

(100) 前掲、『愛知県学事第十六年報 自明治三十五年四月至三十六年三月』(同県 明治三十七年六月) 二百二十頁、二百二十三頁

(101) 前掲、『新愛知』明治三十五年二月二十八日「額田郡教育補助方案」

(102) 同上

(103) 前掲、『新愛知』明治三十五年二月二十八日「岡崎町会」

(104) 中等教科書協会編『中等教育諸学校職員録』(中等教科書協会

明治四十一年) 明治四十一年十月現在 十九頁

(105) 前掲、『新愛知』明治三十五年七月二十六日「本県の実業補習学校」

(106) 前掲、『愛知県学事第十六年報』百五十一―百五十一頁

(107) 同上 百四十五―百四十六頁 ただし、どの実業補習学校にどれだけの補助が為されたかは定かではない。

(108) 『愛知県教育史』第三卷近代一 七百九十八頁では、『愛知県教育会雑誌』第二百三十号(明治三十九年六月)を参考にして、「額田郡においても明治三十九年に「額田郡実業補習学校補助規定」が定められている。」と指摘している。

(109) 前掲、『新愛知』明治三十五年二月二十六日「西加茂郡教育会総集会」

(110) 西加茂郡役所編『郡会決議録』明治三十二年―四十年(明治四十年 愛知県公文書館所蔵CDNo.18/E.15-13) 百十九頁「明治三拾六年度愛知県西加茂郡歳出予算説明」

(111) 同上

(112) 同上 百四十二頁「明治三十六年度愛知県西加茂郡歳出追加予算説明」

(113) 同上 百三十九頁「明治三十六年度愛知県西加茂郡歳入歳出追加予算書」

(114) 前掲、『新愛知』明治三十六年四月十日

(115) 同上

(116) 前掲、『郡会決議録』百二十二頁

(117) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第百九十四号 明治三十六年六月三十七―三十八頁「西加茂郡通信」

(118) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第百九十九号 明治三十六年十一月二十三頁「枝視学官の演説」

(119) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第百三十三号 明治三十七年三月十一頁「西加茂郡教育の現況」

(120) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第百九十四号 明治三十六年六月三十七頁「西加茂郡通信」

(121) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第二百三十号 明治三十九年六月五十一頁「実業補習学校施設」

(122) 前掲、『愛知県公報』第八百六十五号(明治三十六年七月二十九日)、八百七十三号(同年九月二十三日)によると、六月五日に十二校、二十六日に三校、七月十一日に二校、二十日に五校で校長が任命されている。

(123) 前掲、『愛知県学事第十七年報 自明治三十六年四月至明治三十七年三月』(同県 明治三十八年六月) 百九十八―二百頁 二百二十一―二百二十三頁

(124) 前掲、『愛知県学事第十七年報』二百二十一―二百二十三頁

(125) 前掲、『愛知県公報』第八百六十五号、八百七十三号を参照した。

(126) 校長間での手当金の差異は恐らく農業補習学校の教授期間の違いから来ているものであると考えられるが、はっきりしたことは言えない。

言えない。

(127) 前掲、『愛知県学事第十七年報』百四十四―百四十五頁

(128) 前掲、『郡会決議録』百六十八頁

(129) 同上 二百十九頁

(130) 同上 二百五十八頁

また、『愛知県教育史』第三卷 近代一 七百八十九頁による

と、西加茂郡立農学校は、西加茂郡農会の決議により、明治三十九年三月の西加茂郡会で設置が可決され、乙種農学校として五月県より認可され、七月に開校している。明治三十九年度以降、実業補習学校が廃止された背景にも、郡立の乙種農学校の設立があったと考えられる。低度の実業教育は乙種農学校で担い、普通教育の補習は町村の青年夜学会によって代替可能なものであった。

- (131) 前掲、『東海日日新聞』明治三十五年二月二十四日
- (132) 前掲、『愛知県史』近代十一 資料編三十四 二百五十四頁
- (133) 同上
- (134) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第九十一号 明治三十六年三月四十七頁「碧海郡教育会」
- (135) 同上 四十八頁
- (136) 碧海郡教育会編『碧海郡誌』（碧海郡教育会 大正五年）二百六十頁
- (137) 額田郡、西加茂郡の事例で見てきたように、郡の予算編成などは二月く三月のうちには決定するため、脇屋就任の六月時点では、新たな政策を実現することは難しく、本格化は三十六年に入ってからであると言える。
- (138) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第九十六号 明治三十六年八月二十七、二十八頁「碧海郡通信」
- (139) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第九十八号 明治三十六年十月三十九頁「碧海郡通信」
- (140) 前掲、『愛知県教育史』資料編 近代二 六百五十七―六百五十八頁
- (141) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第二百一号 明治三十七年一月二

十五頁「碧海郡通信」

- (142) 同上 十五頁「碧海郡通信」
- (143) しかし、同時に「全校（実業補習学校）附設の為め高等科に進む児童を妨げざる件」という注意が与えられたように、あくまでも高等科＝普通教育が最優先であり、その妨げにならないように、という留保が付くのは当時の実業補習学校の限界とも言え注意が必要である。

- (144) 愛知県碧海郡教育会、愛知県碧海郡尚武会編『愛知県碧海郡奉公事蹟後編』（浅見鉦太郎 明治四十三年十月）六十一頁
- (145) 同上
- (146) 前掲、『愛知県教育史』資料編 近代二 六百五十八頁
- (147) 前掲『碧海郡奉公事蹟後編』六十一頁
- (148) 同上、百五十頁
- (149) 前掲、『愛知県学事第十八年報 自明治三十七年四月至明治三十八年三月』（愛知県 明治三十九年五月）二百四十二―二百四十四頁
- (150) 同上 三十四頁 ただ、ここにある実業補習学校準則に関しては確認が取れていない。
- (151) 前掲、『碧海郡奉公事蹟後編』百八十五頁
- (152) 同上 三十七頁
- (153) 前掲、『東海日日新聞』明治三十五年三月四日「東加茂郡近況」
- (154) 前掲、『新愛知』明治三十五年三月四日
- (155) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第二百二号 明治三十七年二月十七―十八頁「額田郡通信」
- (156) 前掲、『愛知県教育史』資料編 近代二 六百六十頁

(157) 前掲、『碧海郡奉公事蹟後編』二百三十二頁

(158) 同上 五十五頁

(159) 同上 百十七頁

(160) 前掲、『扶桑新聞』明治三十八年四月一日「愛知県下の実業補習学校」

(161) 内閣官報局編『明治年間法令全書』明治三十五年 第五卷 二—五頁

(162) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第二百二号 明治三十七年二月 十七—十八頁「額田郡通信」

(163) 同上

(164) 同上

(165) 前掲、『愛知県学事第十八年報』によると、明治三十七年度における愛知県内実業補習学校のうち、専任教員を持つのは、遠安、熱田、一宮、作手といった初期実業補習学校のほかには、額田郡の岡崎商業補習学校、碧海郡の東境村立農業補習学校、安城村立農業補習学校の三校しか存在しなかった。(二百四十一—二百四十九頁) その中で、専任教員を二人以上持つのは一宮実業補習学校と岡崎商業補習学校のみであり、当時の実業補習学校教員不足の現状とともに、愛知県内の実業補習学校の中で、岡崎商業補習学校が最も程度の高い教育を実現していることを示している。

(166) 岡崎商業補習学校の課程は不明であるが、その課程を襲用したとされる名古屋商業学校速成科の課程については、名古屋市参事会編『愛知県名古屋市条例並諸規定』(名古屋市参事会 明治三十五年十二月) に記述があるので、参考の為に記す。それによると、修業年限は三年で、一週の授業時数は三十時間、その内訳は、

修身(一)、読書(五)、商用文(二)、習字(三)、商業算術

(五)、商用簿記(二)、商事要項及実践(二)、地理(二)、歴史(二)、理科(二)、図画(二)、体操(二)であった。(百頁)

(167) 『愛知県学事年報』第十六—十八年報を参照した。

(168) 鈴木定一著、中川謙二郎編『日本の実業補習教育』(明治書院 明治三十八年一月) 十七—十八頁

この史料の性格について若干の補足を加えると、著者は工業教員養成所本科金工科を明治三十四年七月に卒業し、その後山口県工業学校の教員となっている。また、中川謙二郎は文部省視学官であり、文部省の立場に依拠した書である点は注意を要する。

(169) 前掲、『愛知県教育史』第三卷 近代一 八百五十一頁

(170) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第四百十八号 明治三十二年八月 二十二頁「海東郡通信」

(171) 前掲、『愛知県学事第十八年報』三十四—三十五頁

(172) 坂口前掲書によると、他府県でもこうした事例は多く見られた。例えば、愛媛県では、明治三十八年において、実業補習学校七十五校、生徒数二千七十七人に対して、夜学会は二百六十六、生徒数は六千四百六十二人を数えているという。(百六十四頁)

(173) 坂口前掲書、百五十五頁「実補校の設置は、文部省の言う如く、地域の小学校に附設する等の方法によって軽微な費用で可能ではあったが、地方財政の豊かでない地方自治体では、それよりも、青年自身、または地方有志者による「青年夜学会」の方が自治体にとって財政的にも有効な方策であったからである。」と指摘している。

(174) 「明治三十五年度和勝村夜学会費予算書」(『大脇家文書』所収

愛知県公文書館所蔵)

- (175) 前掲、『愛知県学事第十六年報』百四十六頁
- (176) ただし、『愛知県学事年報』各年によってその後の実業補習学校一校当たり経費を見てゆくと、明治三十六年、百二十八円五十銭、三十七年、七十八円五十銭、三十八年、七十三円七十銭と減少してゆく。
- (177) 前掲、『知多日報』明治三十六年六月二十六日「坂井村村是調査梗概」によると、坂井村青年夜学会では、「教師は教育会員中相当の学識あるもの十二名無報酬を以て之に当る」と言うように、無報酬で教授が行われていた。
- (178) 前掲、『愛知県学事第十七年報』八十二頁
- (179) 前掲、『愛知県学事第十七年報』百四十四頁
- (180) 同上
- (181) 広島県代議員で青年会の組織化に尽力した山本瀧之助は明治三十八年八月に開催された第五回全国聯合教育会において「地方青年団体と補習教育の關係に就て」という演説を行い、その中で、「小学校補習科の設置といひ実業補習学校の開設といひ何れも皆之れに伴ふの経費を要するの故を以て、望んで俄かに得べきにあらざる…」(『教育時論』第七百三十三号 明治三十八年八月二十五日 二十二頁)と述べ、補習科や実業補習学校が経費を要するので、簡単には設置できない現状を指摘している。
- (182) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第二百十三号 明治三十八年一月十四—二十一頁「尋常小学校卒業後教育法」
- (183) 同上 十六頁
- (184) 前掲、『愛知県教育史』第三卷 近代一 七百七十五頁
- (185) 同上
- (186) 前掲、『扶桑新聞』明治三十七年一月二十一日「乙種農学校の計画」
- (187) 前掲、『愛知県学事第十八年報』『愛知県学事第十九年報』
- (188) 前掲、『扶桑新聞』明治三十七年一月二十四日
- (189) 同上 明治三十七年四月十六日「二宮商業補習学校」
- (190) 前掲、『愛知県学事第十八年報』二百四十二頁
- (191) 前掲、『新愛知』明治三十六年十二月十五日「知多郡農学校存廃問題」
- (192) 同上 明治三十六年十二月十六日「知多郡農学校存廃問題(承前)」
- (193) 前掲、『愛知県教育史』資料編 近代二 六百四十九頁
- (194) 前掲、『愛知県史』資料編三十四 近代十一 三百五十一頁
- (195) 前掲、『愛知県学事第十八年報 自明治三十七年四月至明治三十八年三月』百六十八頁によると、青年夜学会に対して、海東郡では八十円、知多郡では三十六円の補助がなされている。また『扶桑新聞』明治三十七年三月十五日には、「葉栗郡役所にては各町村の青年夜学会員に対し、教育奨励の爲め成績優等のもの、夫々賞品を給与せり」とあり、郡として青年夜学会を補助していたことがわかる。
- (196) 前掲、『知多日報』明治三十六年六月十七日「上野郡長談片」には、上野知多郡長の談話として、「…又実業補習学校之れは各地共是非設くるの必要があらうと思ふ。尤も其の設備は敢て充分な者は望まないから漸次発達の方針を取る考へである。」と紹介しており、郡長として実業補習学校の必要は認めつつも、その開設

を上から指導していく方針ではないことがわかる。

(197) 三十五年の訓令、諭告の後にも県の積極姿勢は続き、明治三十九年五月には、愛知県第二部長が各郡市長へ向けて、「実業補習学校改善の方法」と「実業補習学校に関する準則」という通牒を發している。準則の内容を示すと、

「第一条 本校は明治三十五年文部省令第一号実業補習学校規定に基き何々業に従事し又は従事せんとする者に簡易なる方法により其職業に要する智識技能を授けると同時に普通教育の補習を為すを以て本旨とす

第二条 本校は何々補習学校と称し何々学校に附設す（又は何処に設置す）

第三条 教科目修業期間教科課程及毎週教授時数左の如し

第四条 前条の教科目及各文科は生徒の志望により一科若は教科目を選び学習することを得

但し実業科目は全く欠くことを得ず

第五条 教授の季節は何月何日より何月何日迄とす

第六条 教授時間は夜間（昼間）若は何曜日とし其始終は学校長之を定む

第七条 略

第八条 本校に入学せんとする者は年齢十年或は何年以上にして尋常小学校（修業年限二ヶ年若は四ヶ年の高等小学校）を卒業したるもの（又は之と同等以上の学力を有するものとす）

但し尋常小学校の教科を卒らざるも学齢を超過せしものには其入学を許すことあるべし

第九条 以下略

〔愛知県教育会雑誌〕第二百二十九号 明治三十九年五月 五十六―五十七頁「戦後教育施設実施方法につき本県第二部長より各郡市長への通牒」

第三条の教科目は、修身（一）、国語（三）、算術（二）、農業は土壤肥料（二）と作物（四）の計六時間となっており、またその内容は適宜変更することも可能であった。合計授業時数は十二時間を想定している。

(198) 島根県教育庁総務課、島根県近代教育史編さん事務局編『島根県近代教育史』第一巻 通史編明治（同県教育委員会 昭和五十二年三月）

(199) 前掲、『法令全書』明治三十五年第五卷 二頁

(200) 例えば、明治三十七年においては、実業補習学校七十九校に対して、専任教員は十一人のみであり、大半は小学校教員の兼任に依っているという事実が浮かび上がる。

(201) 前掲、『明治年間法令全書』明治三十五年第五卷 二頁

(202) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第二百二十九号 明治三十九年五月 五十六頁「戦後教育施設実施方法につき本県第二部長より各郡市長への通牒」の中の「実業補習学校改善の方法」の中でも、「可成少額の費用を以て簡易に設置する途を講ずべきこと」とあり、少額の経営が何よりも求められていることが分かる。

(203) 全国的にも実業補習学校の教員養成は大きな問題となっており、三十八年八月の第五回全国聯合教育会では「各種実業教育に従事する教員養成の機関を完備することを其筋へ建議すること」が決議されている。〔教育時論〕第七百三十三号 明治三十八年八月二十五日 三十六頁

(204) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第二百二十八号 明治三十九年四月二十五—二十六頁「三河全国高等小学校長会に対する県知事の諮問案及答申案」

(205) 前掲、『愛知県教育会雑誌』第二百二十九号 明治三十九年五月五十六頁「戦後教育施設実施方法につき本県第二部長より各郡市長への通牒」

(206) 例えば、『愛知県教育会雑誌』第二百三十号 明治三十九年六月五十三頁「実業補習学校の一施設」では、宝飯郡牛久保高等小学校長が、実業補習学校の教員養成に関して、「師範学校に各種実業科を設け実業思想を確立せしめ、県下に散在して之が普及を計るべし。又師範学校の実業科担任教師を増加し、時に県下補習学校を視察せしめ、之が改良の先導者たらしむべし。」というように、師範学校に実業科を設け、教員養成をし、同時に実業科教師に実業補習学校の指導をもさせようと主張している。

(207) 愛知県立安城農林高等学校同窓会編『安城農林百年史』（愛知県立安城農林高等学校 平成十三年）百七頁によると、講習科は明治四十一年四月二十七日に第一回甲種講習生二十五名を以て始まり、大正六年十二月十五日に第三十回甲種講習科修了生を以て廃止された。その規定を示すと、

「第一条 講習科は小学校教員免許状を有する者又は小学校農業科教員たらしむる者に必要なる学術の講習をなすものとす

第二条 講習科を分ち甲種乙種とす

1 甲種講習科は小学校教員に農業の学術を講習す

2 乙種講習科は小学校農業科教員たらしむる者に必要なる学術を講習す

第三条 講習期間は左の如し

1 甲種講習科は二週間乃至五週間

2 乙種講習科は六箇月乃至一箇年

第四条 講習科の学科目及その程度は左のごとし

1 甲種講習科は農業科小学校専科正教員検定試験学科目及その程度に準ず

2 乙種講習科は農業科小学校専科正教員検定試験学科目及その程度に準じなお教育及教授法を授く

ただし甲種農業学校卒業生については教育及教授法のみを授くるものとす

第五条 毎週教授時数は三十時以上とし各学科教授時間の配当は学校長これを定む

第六条 講習科に入学するを得る者は左の資格を有する者たるべし

1 甲種講習科は身体健全にして小学校本科正教員尋常小学校本科正教員小学校準教員又は農業科小学校専科正教員の免許を有する者

2 乙種講習科は身体健全にして尋常小学校本科正教員小学校準教員の免許状を有する者又は身体健全品行方正にして甲種農業学校もしくは中学校の卒業証書を有する者

第七条 乙種講習科の期間、募集人員等はその都度告示す

第八条 講習員は郡市長の推薦又は本人の出願に拠るものとす

第九条 学校長は甲種講習科終了証書乙種講習科卒業生には卒業証書を授与すべし

第十条 乙種講習科卒業生には成績優良なる者には学校長におい

て農業科小学校専科正教員適任証書を授与することを得

第十一条 講習員在学中の費用は自弁とす

ただし授業料は徴収せず

第十二条 本規定施行に関し必要な細則は学校長においてこれを定め知事に開申すべし

(208) 愛知県教育委員会編『愛知県教育史』第四卷(愛知県教育委員会 昭和五十年) 二百十四頁

(209) 前掲、愛知県立安城農林高等学校同窓会編書、百二十一頁

(210) 同上

(211) 岡田洋司『大正デモクラシー下の“地域振興” 愛知県碧海郡における非政治・社会運動的改組構想の展開』(不二出版 平成十一年) 百七十七頁